

特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

1. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設
入居者生活介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概要

1. 制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム
 - ※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームを「介護付き有料老人ホーム」という。

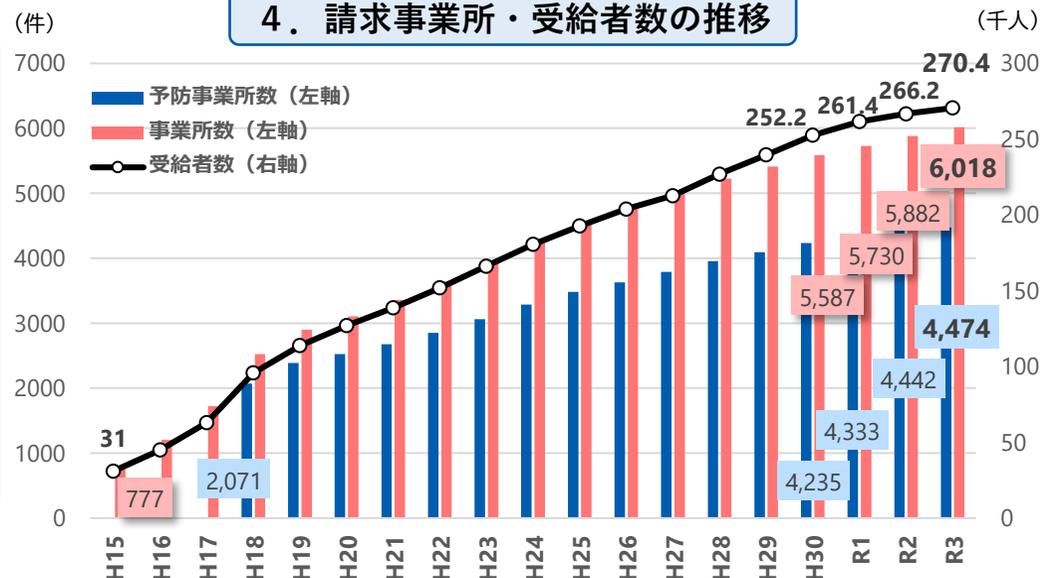
2. 人員基準

- 管理者— 1人 [兼務可] ○ 生活相談員— 要介護者等：生活相談員=100：1
- 看護・介護職員— ①要支援者：看護・介護職員=10：1 ②要介護者：看護・介護職員=3：1
 ※ ただし看護職員は要介護者等が30人までは1人、30人を超える場合は、50人ごとに1人 ※ 夜間帯の職員は1人以上
- 機能訓練指導員— 1人以上 [兼務可] ○ 計画作成担当者— 介護支援専門員1人以上 [兼務可] ※ただし、要介護者等：計画作成担当者100:1を標準

3. 設備基準

- ① 介護居室：・原則個室
 ・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ
 ・地階に設けない 等
- ② 一時介護室：介護を行うために適当な広さ
- ③ 浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ④ 便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える
- ⑤ 食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ
- ⑥ 施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

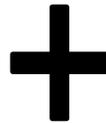
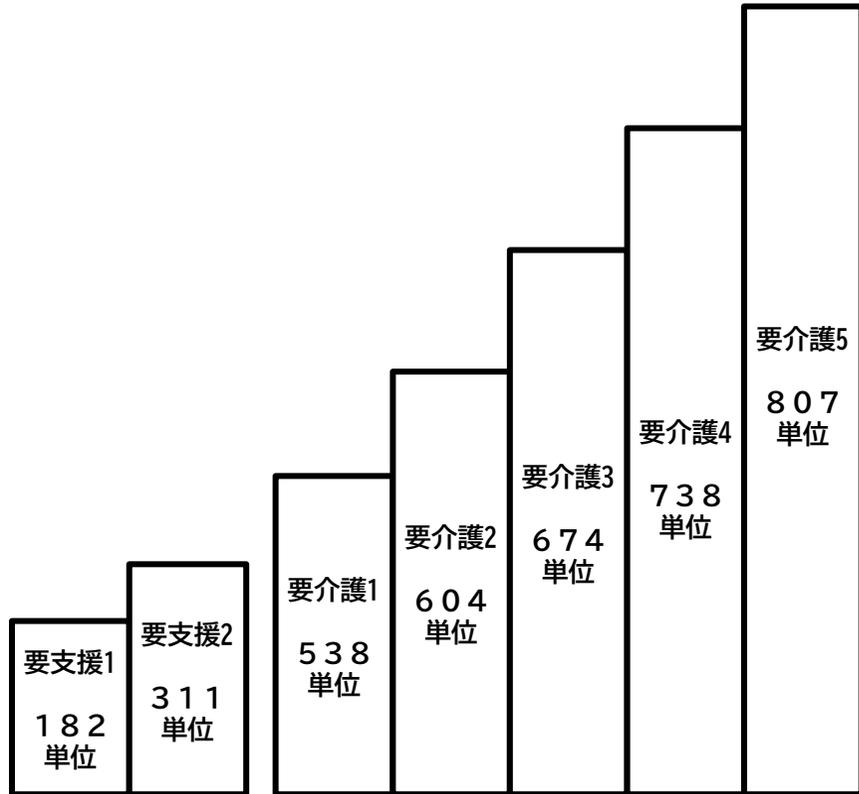
4. 請求事業所・受給者数の推移



※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
 出典：介護給付費等実態調査（各年度3月分（4月審査分））

特定施設入居者生活介護の報酬

利用者の要介護度に応じた基本サービス費（1日当たり）



利用者の状態に応じたサービス提供や
特定施設入居者生活介護の体制に対する加算・減算

【口腔衛生管理体制加算】

・歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る指導を月1回以上行うこと
：30単位/月

【口腔・栄養スクリーニング加算】

・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供すること：20単位/回

【生活機能向上連携加算】

・外部の理学療法士等と共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施
I：100単位/月 II：200単位/月

【個別機能訓練加算】

・機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施
I：12単位/日 II：20単位/月※LIFE関連

【ADL維持等加算】

・利用者のADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定水準を超えた場合に算定
I：30単位/月 II：60単位/月※LIFE関連

【科学的介護推進体制加算】

・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報をLIFEへ提出し、サービス提供に当たって必要な情報を活用している場合に算定
：40単位/月

【サービス提供体制強化加算】

I 介護福祉士 70% or 勤続10年～ 25%
：22単位/日
II 介護福祉士 60% ：18単位/日
III 介護福祉士 50% or 常勤75% or 勤続7年～30%
：6単位/日

【看取り介護加算Ⅰ】

・死亡日以前31～45日 ： 72単位
・死亡日以前4～30日 ： 144単位
・前日・前々日 ： 680単位
・当日 ： 1,280単位

【看取り介護加算Ⅱ】

・夜勤等による看護職員配置：+500単位

【入居継続支援加算】

・入居者のうち喀痰吸引等を必要とする者が占める割合が一定（※）以上、介護福祉士の数が入居者6に対して1以上配置されていること
※ I：15%～ ：36単位/日
II：5%以上15%未満：22単位/日

【夜間看護体制加算】

・常勤の看護師を配置し、24時間の連絡体制や健康上の管理を行う体制の確保等
：10単位/日

【認知症専門ケア加算】

・認知症介護に係る研修の修了者を一定数配置等 ：3単位
・認知症介護の指導に係る研修の修了者を一定数配置等 ：4単位

【退院・退所時連携加算】

・医療提供施設から退院・退所した者を受け入れること ：30単位/日

【介護職員処遇改善加算】

(I) 8.2% (II) 6.0% (III) 3.3%
(IV) 加算Ⅲ×90% (V) 加算Ⅲ×80%

【介護職員等特定処遇改善加算】

(I) 1.8% (II) 1.2%

定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)

身体拘束についての記録を行っていない等 (▲10%)

※ 加算・減算は主なものを記載

特定施設入居者介護の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	算定 事業所数	算定率 (事業所ベース)	算定回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定単位数 (単位:千単位)	算定率 (単位数ベース)
		総数	5,660	総数	7,255.5	総数	4,991,116
特定施設入居者生活介護		5,660	100%	7,255.5	100%	4,991,116	100%
特定施設入居者生活介護	538～807単位	5,393	95.28%	6,587.6	90.79%	4,296,804	86.09%
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	83単位	267	4.72%	660.0	9.10%	93,226	1.87%
短期利用特定施設入居者生活介護	538～807単位	240	4.24%	7.7	0.11%	4,989	0.10%
入居継続支援加算(Ⅰ)	+36単位/日	135	2.39%	183.4	2.53%	6,601	0.13%
入居継続支援加算(Ⅱ)	+22単位/日	107	1.89%	145.8	2.01%	3,207	0.06%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	+100単位/月	9	0.16%	0.1	0.00%	6	0.00%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	+200単位/月	417	7.37%	15.0	0.21%	2,026	0.04%
個別機能訓練加算(Ⅰ)	+12単位/日	1,626	28.73%	2,164.0	29.83%	25,967	0.52%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	+20単位/月	496	8.76%	22.9	0.32%	459	0.01%
ADL維持等加算(Ⅰ)	+30単位/月	37	0.65%	1.5	0.02%	44	0.00%
ADL維持等加算(Ⅱ)	+60単位/月	33	0.58%	1.4	0.02%	82	0.00%
夜間看護体制加算	+10単位/日	3,915	69.17%	5,104.1	70.35%	51,041	1.02%
若年性認知症入居者受入加算	+120単位/日	64	1.13%	2.4	0.03%	287	0.01%
医療機関連携加算	+80単位/月	4,507	79.63%	176.8	2.44%	14,147	0.28%
口腔衛生管理体制加算	+30単位/月	2,472	43.67%	113.1	1.56%	3,392	0.07%
口腔・栄養スクリーニング加算	+20単位/回	551	9.73%	9.6	0.13%	193	0.00%
科学的介護推進体制加算	+40単位/月	1,953	34.51%	84.3	1.16%	3,371	0.07%
障害者等支援加算	+20単位/日	122	2.16%	31.0	0.43%	619	0.01%
退院・退所時連携加算	+30単位/日	1,908	33.71%	68.0	0.94%	2,041	0.04%
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	266	4.70%	4.7	0.06%	337	0.01%
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	526	9.29%	13.1	0.18%	1,885	0.04%
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡前日・前々日)	+680単位/日	543	9.59%	1.6	0.02%	1,064	0.02%
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)	+1,280単位/日	543	9.59%	0.8	0.01%	1,028	0.02%
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前31日以上45日以下)	+572単位/日	129	2.28%	2.3	0.03%	1,320	0.03%
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前4日以上30日以下)	+644単位/日	224	3.96%	6.2	0.09%	4,011	0.08%
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡前日・前々日)	+1,180単位/日	224	3.96%	0.7	0.01%	827	0.02%
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日)	+1,780単位/日	230	4.06%	0.4	0.01%	653	0.01%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+3単位/日	55	0.97%	27.9	0.38%	84	0.00%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	+4単位/日	2	0.04%	1.6	0.02%	7	0.00%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	+22単位/日	1,045	18.46%	1,120.9	15.45%	24,659	0.49%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	+18単位/日	730	12.90%	822.8	11.34%	14,811	0.30%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6単位/日	1,752	30.95%	2,217.7	30.57%	13,306	0.27%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	×8.2%	5,267	93.06%	217.6	3.00%	355,152	7.12%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	×6.0%	172	3.04%	5.6	0.08%	6,515	0.13%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	×3.3%	140	2.47%	4.0	0.06%	2,552	0.05%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	90/100	1,664	29.40%	64.6	0.89%	23,640	0.47%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	80/100	3,085	54.51%	133.2	1.84%	31,585	0.63%
身体拘束廃止未実施減算	-54～-81単位	-	-	13.2	0.18%	-855	0.02%

(注1) 算定事業所数：介護保険総合データベースについて任意集計を実施。

(注2) 算定率(事業所ベース)：各加算算定事業所数/特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型含む)算定事業所数

(注3) 算定回数・日数：介護給付費実態統計(月報・第9表/令和4年3月サービス提供分)

(注4) 算定率(回数・日数ベース)：各加算算定回数・日数/特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型含む)算定総回数・日数

(注5) 介護予防サービスは含まない。【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年3月サービス提供) 分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

地域密着型特定施設入居者介護の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	算定 事業所数		算定率 (事業所ベース)		算定回数・日数 (単位:千回・千日)		算定率 (回数・日数ベース)		算定単位数 (単位:千単位)		算定率 (単位数ベース)	
		総数	353	総数	241.3	総数	181,383	総数	100%	総数	100%		
地域密着型特定施設入居者生活介護		353	100%	241.3	100%	181,383	100%						
地域密着型特定施設入居者生活介護	538~807単位	353	100.00%	241.2	99.96%	160,702	88.60%						
短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護	538~807単位	8	2.27%	0.1	0.11%	92	0.05%						
入居継続支援加算(Ⅰ)	+36単位/日	13	3.68%	8.5	3.52%	306	0.17%						
入居継続支援加算(Ⅱ)	+22単位/日	1	0.28%	0.5	0.21%	10	0.01%						
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	+100単位/月	2	0.57%	0.0	0.00%	1	0.00%						
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	+200単位/月	26	7.37%	0.5	0.21%	90	0.05%						
個別機能訓練加算(Ⅰ)	+12単位/日	71	20.11%	49.3	20.43%	592	0.33%						
個別機能訓練加算(Ⅱ)	+20単位/月	15	4.25%	0.4	0.17%	8	0.00%						
ADL維持等加算(Ⅰ)	+30単位/月	5	1.42%	0.1	0.04%	4	0.00%						
ADL維持等加算(Ⅱ)	+60単位/月	3	0.85%	0.1	0.04%	4	0.00%						
夜間看護体制加算	+10単位/日	201	56.94%	145.4	60.26%	1,454	0.80%						
若年性認知症入居者受入加算	+120単位/日	3	0.85%	0.1	0.04%	15	0.01%						
医療機関連携加算	+80単位/月	252	71.39%	5.4	2.24%	428	0.24%						
口腔衛生管理体制加算	+30単位/月	87	24.65%	2.0	0.83%	60	0.03%						
口腔・栄養スクリーニング加算	+20単位/回	18	5.10%	0.1	0.04%	1	0.00%						
科学的介護推進体制加算	+40単位/月	111	31.44%	2.7	1.12%	107	0.06%						
退院・退所時連携加算	+30単位/日	81	22.95%	2.2	0.91%	66	0.04%						
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	12	3.40%	0.2	0.08%	16	0.01%						
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	20	5.67%	0.6	0.25%	85	0.05%						
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡前日・前々日)	+680単位/日	20	5.67%	0.1	0.04%	38	0.02%						
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)	+1,280単位/日	20	5.67%	0.0	0.00%	36	0.02%						
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前31日以上45日以下)	+572単位/日	2	0.57%	0.0	0.00%	17	0.01%						
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日以前4日以上30日以下)	+644単位/日	4	1.13%	0.1	0.04%	49	0.03%						
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡前日・前々日)	+1,180単位/日	4	1.13%	0.0	0.00%	9	0.00%						
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日)	+1,780単位/日	4	1.13%	0.0	0.00%	7	0.00%						
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+3単位/日	18	5.10%	8.2	3.40%	25	0.01%						
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	+4単位/日	0	0.00%	-	-	-	-						
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	+22単位/日	72	20.40%	51.3	21.26%	1,128	0.62%						
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	+18単位/日	54	15.30%	39.4	16.33%	710	0.39%						
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	+6単位/日	114	32.29%	78.2	32.41%	469	0.26%						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	×8.2%	316	89.52%	7.3	3.03%	12,299	6.78%						
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	×6.0%	20	5.67%	0.4	0.17%	540	0.30%						
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	×3.3%	11	3.12%	0.2	0.08%	163	0.09%						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	90/100	104	29.46%	2.5	1.04%	955	0.53%						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	80/100	162	45.89%	3.7	1.53%	898	0.50%						
身体拘束廃止未実施減算	-54~-81単位	-	-	-	-	-	-						

(注1) 算定事業所数: 介護保険総合データベースについて任意集計を実施。

(注2) 算定率(事業所ベース): 各加算算定事業所数/地域密着型特定施設入居者生活介護算定事業所数

(注3) 算定回数・日数: 介護給付費実態統計(月報・第9表/令和4年3月サービス提供分)

(注4) 算定率(回数・日数ベース): 各加算算定回数・日数/地域密着型特定施設入居者生活介護算定総回数・日数

(注5) 介護予防サービスは含まない。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年3月サービス提供) 分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

高齢者向け住まいについて①

(各サービス関係図)

有料老人ホーム

- ・老人福祉法第29条第1項に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- ・老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

- ① 食事の提供
- ② 介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③ 洗濯・掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理

サービス付き高齢者向け住宅

- ・高齢者住まい法第5条に基づき、状況把握サービスと生活相談サービスを提供する等、以下の基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅。
- 《ハード》床面積は原則25㎡以上、バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）等
- 《サービス》少なくとも、①安否確認サービス、②生活相談サービスのいずれかを提供。

住宅型有料老人ホーム
(有料老人ホームのうち、
特定施設入居者生活介護
の指定を受けていないもの)

施設数：11,511棟
定員数：344,459名

有料老人ホーム

施設数：15,928棟
定員数：611,056名
(出来高報酬)
【区分支給限度額＝上限】

介護付き有料老人ホーム
(有料老人ホームのうち、
特定施設入居者生活介護
の指定を受けたもの)

施設数：4,358棟
定員数：266,048名
(サ高住は含まない)

特定施設入居者生活介護

施設数：5,071棟
定員数：301,400名
・一般型は包括報酬
・外部サービス利用型は出来高報酬

サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)

施設数：8,103棟
登録戸数：276,563戸
(出来高報酬)
【区分支給限度額＝上限】

サ高住のうち(特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの)
施設数：713棟
登録戸数：35,352戸

サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するもの
(サービス付き高齢者向け住宅のうち、「食事の提供」「介護の提供」「家事の供与」「健康管理の供与」のいずれかを実施している場合、「有料老人ホーム」に該当することとなる。)

※サービス付き高齢者向け住宅の約97%は有料老人ホームにも該当する。

特定施設入居者生活介護

- ・介護保険法第8条第11項に基づき、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

(サービス付き高齢者向け住宅の施設数・登録戸数は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムによる (R4.6.30時点))

(有料老人ホームの施設数・定員数は厚生労働省調べ (R4.6.30時点))

高齢者向け住まいについて②

(介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の違い)

- 有料老人ホームには、特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」と指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」がある。
- 介護付き有料老人ホームは、介護保険サービスをホームが直接提供し、包括報酬で支払われるのに対し、住宅型有料老人ホームは、入居者が介護保険サービス利用する際、別途外部の介護サービス事業所と個別に契約・利用し、介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払われる。

	介護付き有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
許認可の有無	都道府県又は市町村による <u>指定</u>	都道府県等への <u>届出</u>	都道府県等への <u>登録</u>
指導監督権限	右記に加え、介護保険法に基づく勧告、改善命令、指定取り消し 等	老人福祉法に基づく改善命令、業務停止命令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく是正指示、登録の取消 等
介護サービスの利用・報酬体系	・介護保険サービスをホームが直接提供 ・介護報酬はホームに包括報酬で支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 <u>別途外部のサービス事業所と個別契約し利用</u> ・介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 <u>別途外部のサービス事業所と個別契約し利用</u> ・介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払い
主な人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者－1人 ・生活相談員－ 要介護者等：生活相談員＝100：1 ・看護・介護職員－ 要支援者：看護・介護職員＝10：1 要介護者：看護・介護職員＝3：1 ・機能訓練指導員－1人以上 ・計画作成担当者－介護支援専門員 1人以上 	<p><u>法令上の規定はないが</u>、標準指導指針（局長通知）にて下記の職員の配置を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。 ・介護サービスを提供する場合は、提供するサービスの内容に応じ、要介護者等を直接処遇する職員については、<u>介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制</u>とすること 等 	<p>次のいずれかの者が、少なくとも日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員 ・医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者 <p>※ 常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。</p>
主な設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護居室：原則個室、プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ、地階に設けない 等 ・一時介護室：介護を行うために適当な広さ ・浴室：身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・便所：居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える ・食堂、機能訓練室：機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・施設全体：利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 	<p><u>法令上の規定はないが</u>、標準指導指針（局長通知）において、下記の職員の配置を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般居室、介護居室、一時介護室 ：個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上 等 ・浴室、洗面設備、便所について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること ・介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、幅は原則1.8メートル以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室：25平方メートル ※ 居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18平方メートル以上。 ・各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること ※ 共同部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えている場合は、各戸に台所、収納設備、又は浴室を備えずとも可。 ・バリアフリー構造であること

【参考】「一般型」と「外部サービス利用型」

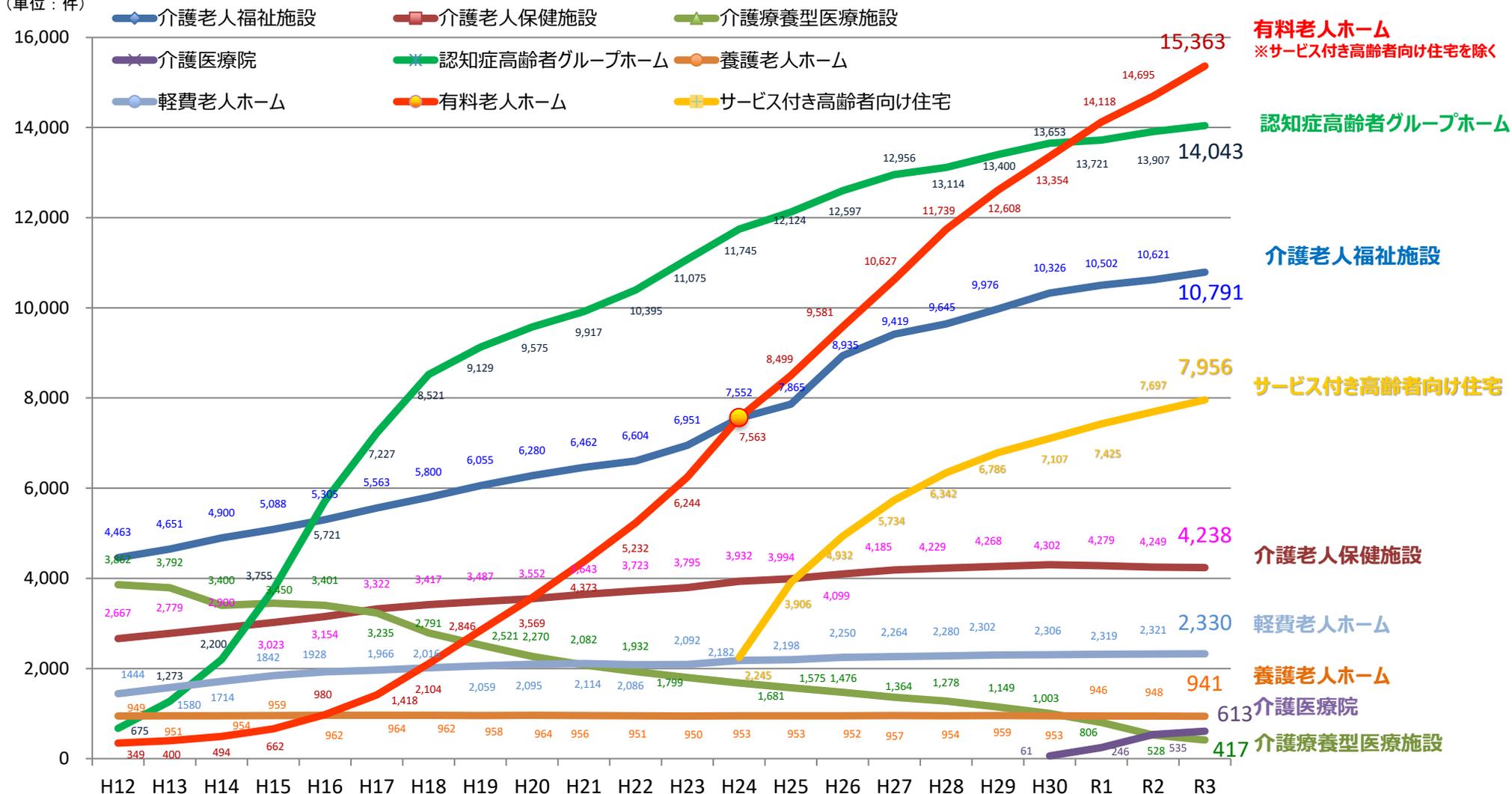
制度の概要

- 特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。

	一般型	外部サービス利用型
報酬の概要	包括報酬 ※要介護度別に1日当たりの報酬算定	定額報酬 (生活相談・安否確認・計画作成) + 出来高報酬 (各種居宅サービス)
サービス提供の方法	3対1で特定施設に配置された介護・看護職員によるサービス提供	特定施設が委託する介護サービス事業者によるサービス提供
特徴	生活相談等の日常生活の支援の比重が大きいため、要介護者が多い場合、効率的なサービス提供が可能	1対1のスポット的なサービスの比重が大きいため、要介護者が少ない場合、効率的なサービス提供が可能
イメージ	<p>事業者</p> <p>入居者</p> <p>介護サービス + 生活相談等のサービス</p> <p>自己負担 (原則1割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 介護 ケアプランの作成 安否確認(緊急時対応) 	<p>サービス事業者</p> <p>入居者</p> <p>事業者</p> <p>介護サービス</p> <p>委託料</p> <p>生活相談等のサービス</p> <p>自己負担 (原則1割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 介護(委託) ケアプランの作成 安否確認(緊急時対応)

高齢者向け施設・住まいの件数

(単位：件)



※1：介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査（10月審査分）【H14～H29】」及び「介護給付費等実態統計（10月審査分）【H30～】」による。

※2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3：認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。（短期利用を除く）

※4：養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査（R2.10/1時点）」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～は基本票の数値。

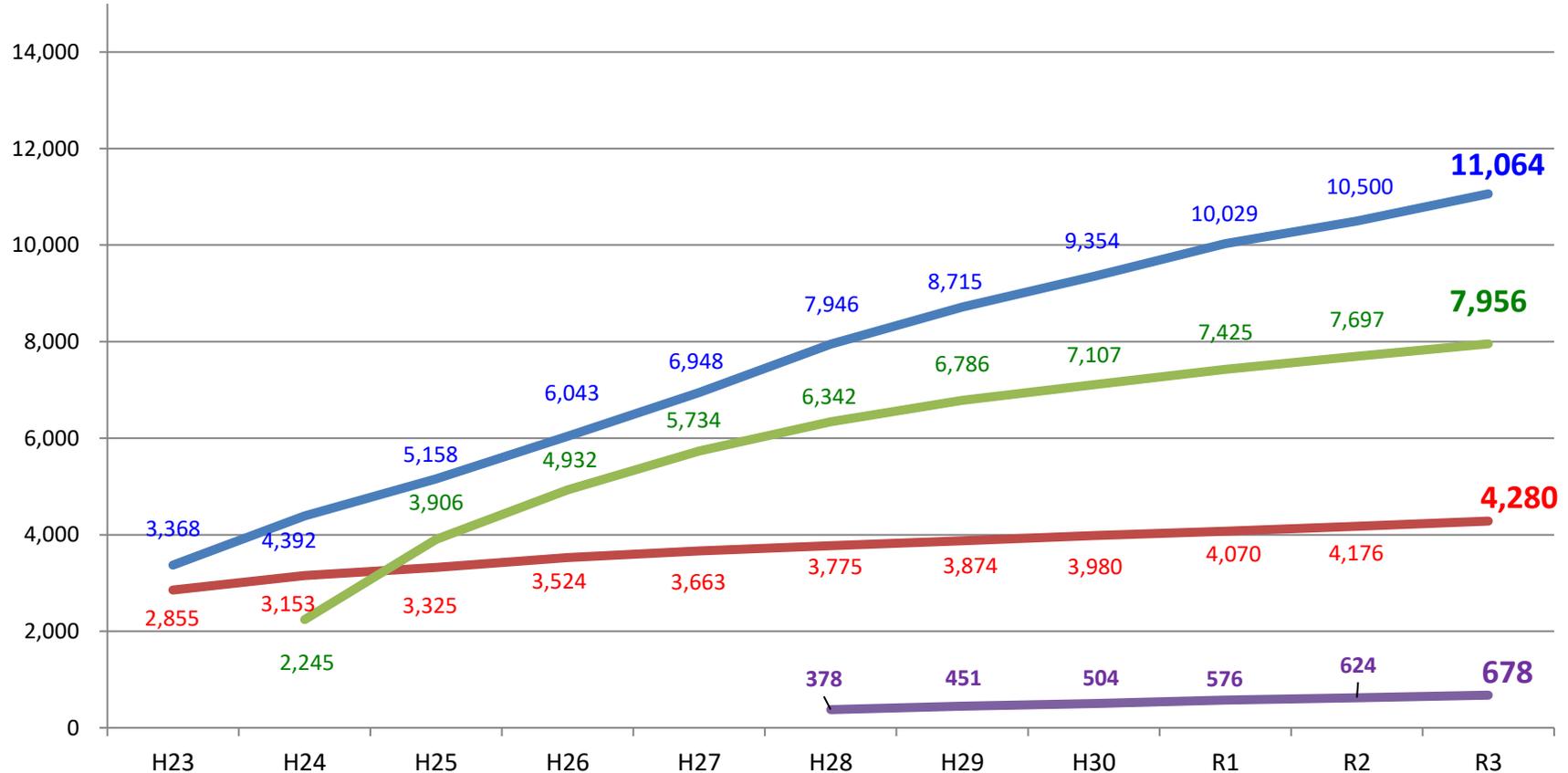
※5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。

※6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（各年9/30時点）」による。

高齢者向け施設・住まいの件数【住まいのみ抜粋】

- ◆ 住宅型有料老人ホーム
- ▲ サービス付き高齢者向け住宅
- 介護付き有料老人ホーム
- ✦ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）

(単位：件)

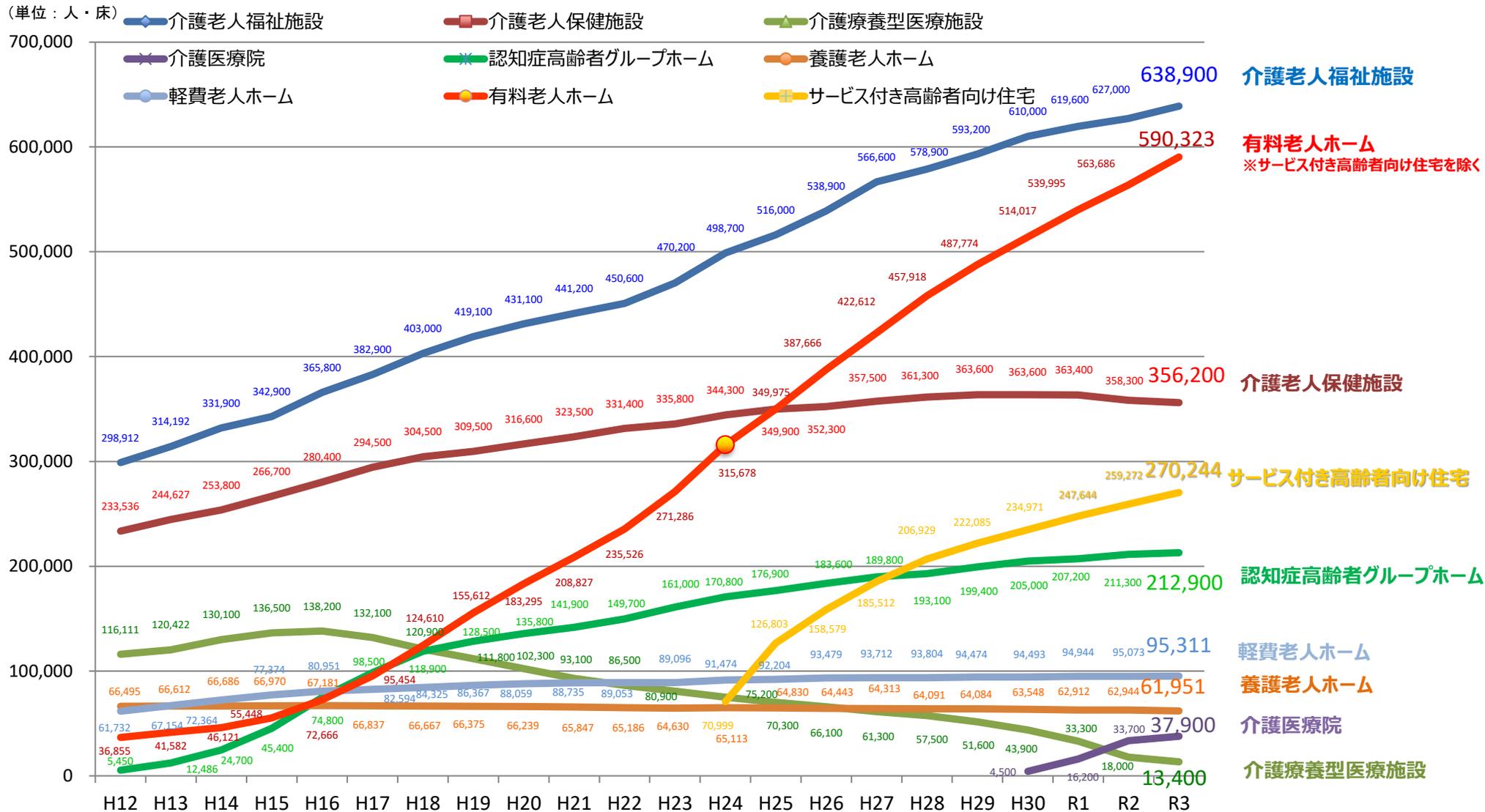


※有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。

※サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。

※サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）は、「サービス付き高齢者向け住宅」の内数であり、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を指す。

高齢者向け施設・住まいの利用者数

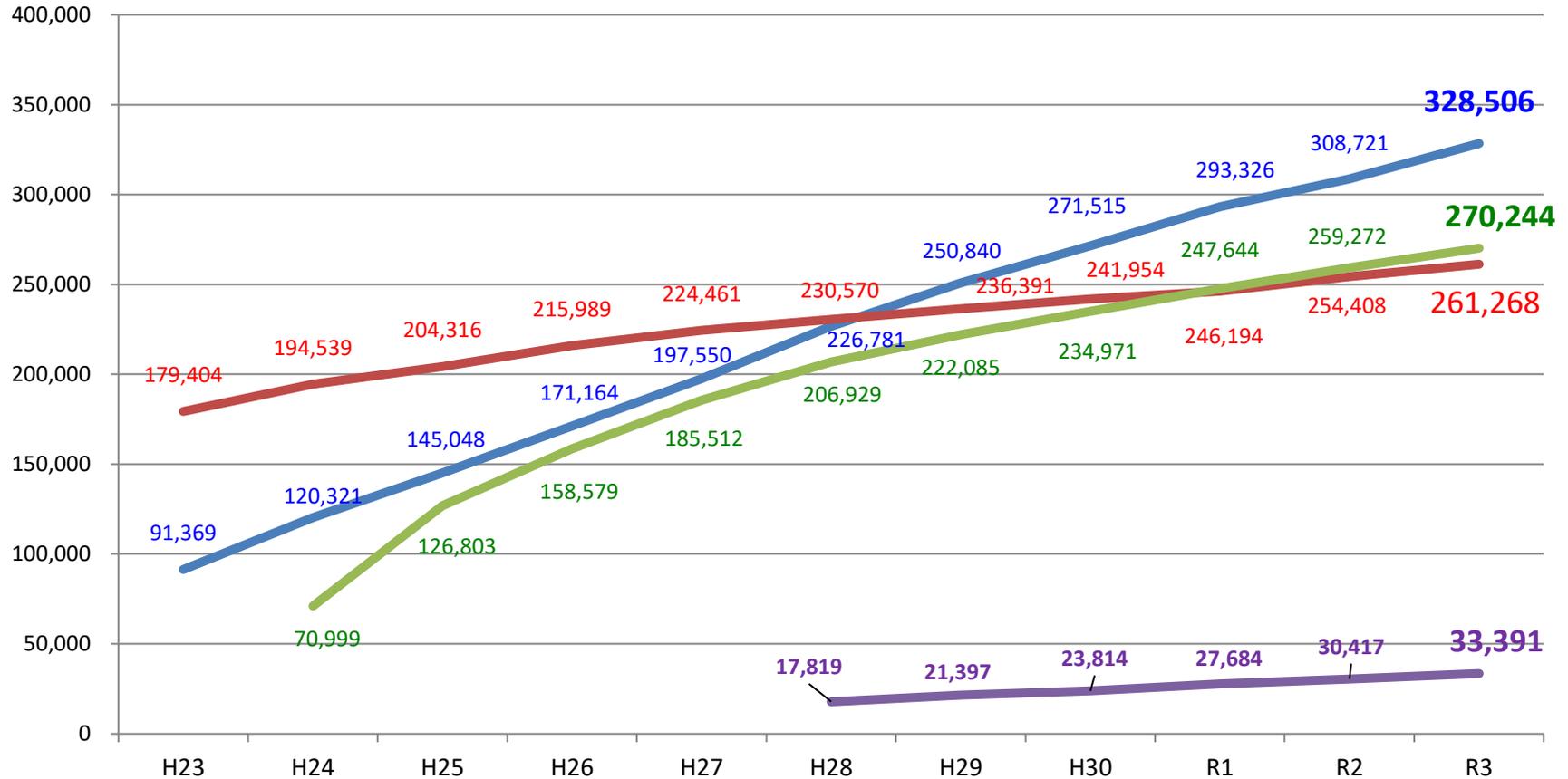


※ 1 : 介護保険施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査（10月審査分）【H14～H29】」及び「介護給付費等実態統計（10月審査分）【H30～】」による。
 ※ 2 : 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したものの。
 ※ 3 : 認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。（短期利用を除く）
 ※ 4 : 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査（R2.10/1時点）」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～は基本票の数値。（利用者数ではなく定員数）
 ※ 5 : 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果（利用者数ではなく定員数）による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。
 ※ 6 : サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（各年9/30時点）」による。（利用者数ではなく登録戸数）

高齢者向け施設・住まいの利用者数【住まいのみ抜粋】

- ◆ 住宅型有料老人ホーム
- ▲ サービス付き高齢者向け住宅
- 介護付き有料老人ホーム
- ✦ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）

(単位：人又は戸)

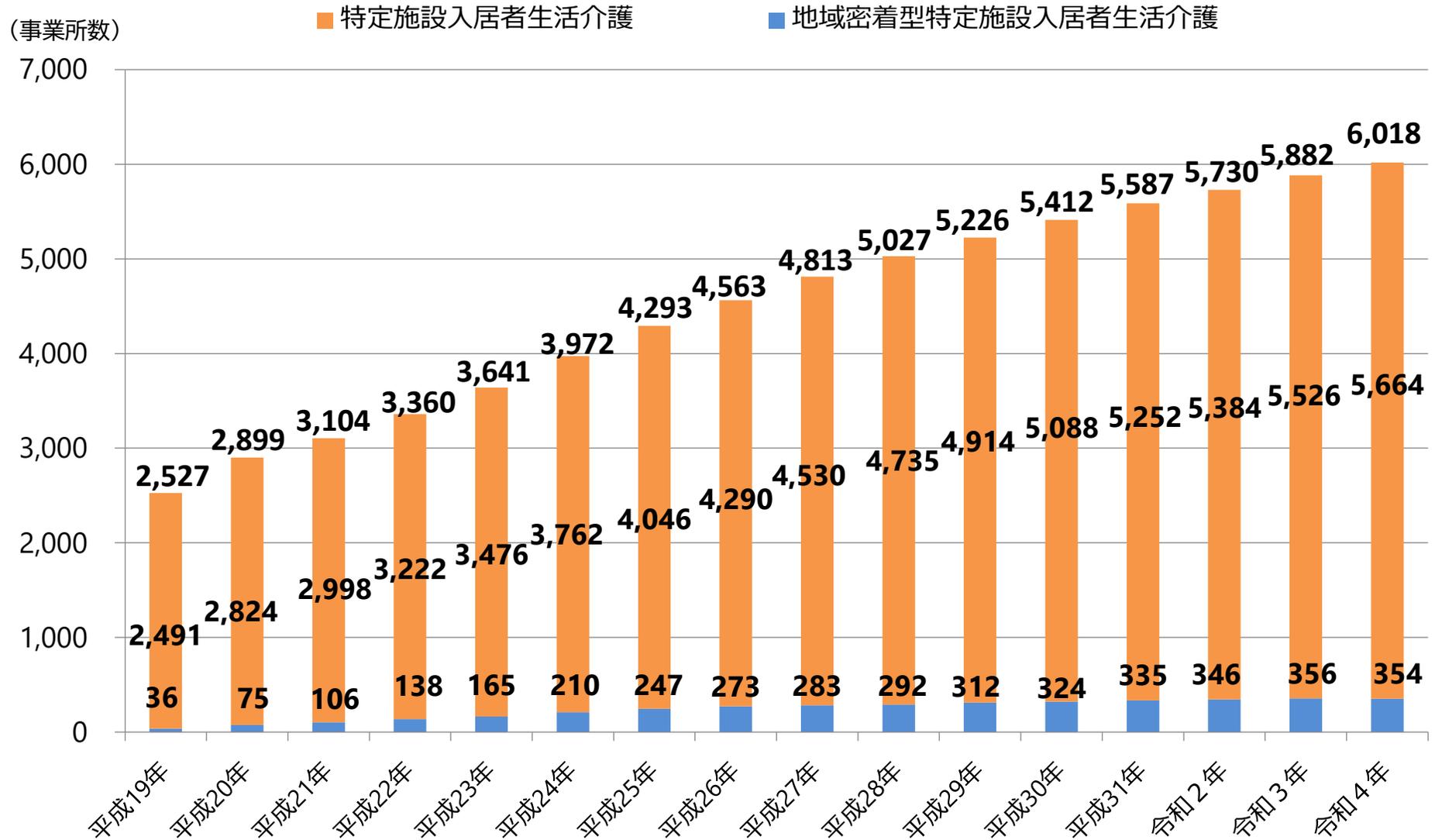


※有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。（利用者数ではなく定員数）

※サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。（利用者数ではなく登録戸数）

※サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）は、「サービス付き高齢者向け住宅」の内数であり、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅を指す。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の請求事業所数

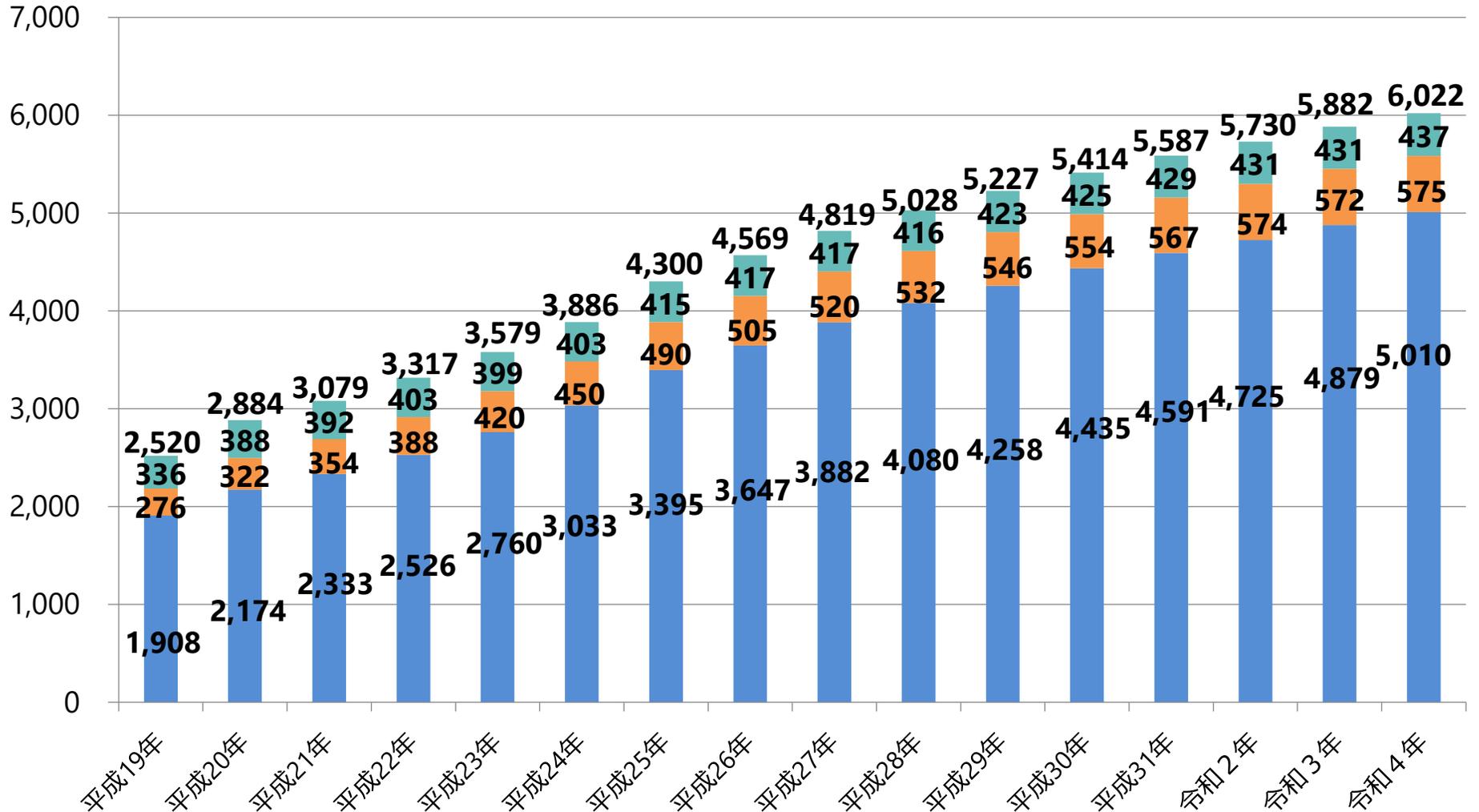


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の請求事業所数②

■ 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム ■ 有料老人ホーム

(事業所数)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※高齢者専用賃貸住宅及び介護予防サービスは含まない。

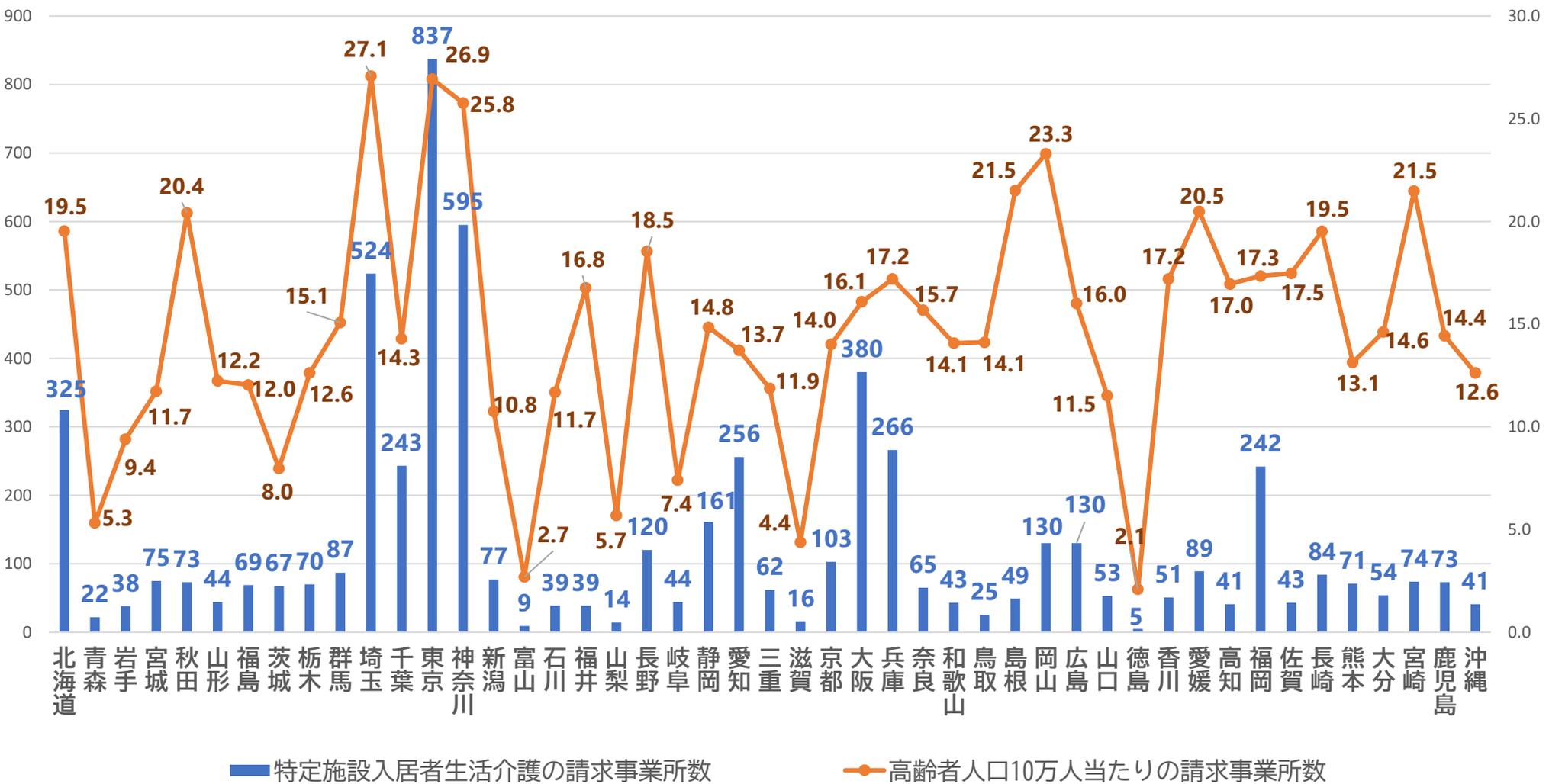
※月の途中での変更等の理由により、請求事業所数の合計が前ページの合計と一致しない場合がある。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の請求事業所数 (都道府県別)

(単位：事業所数)

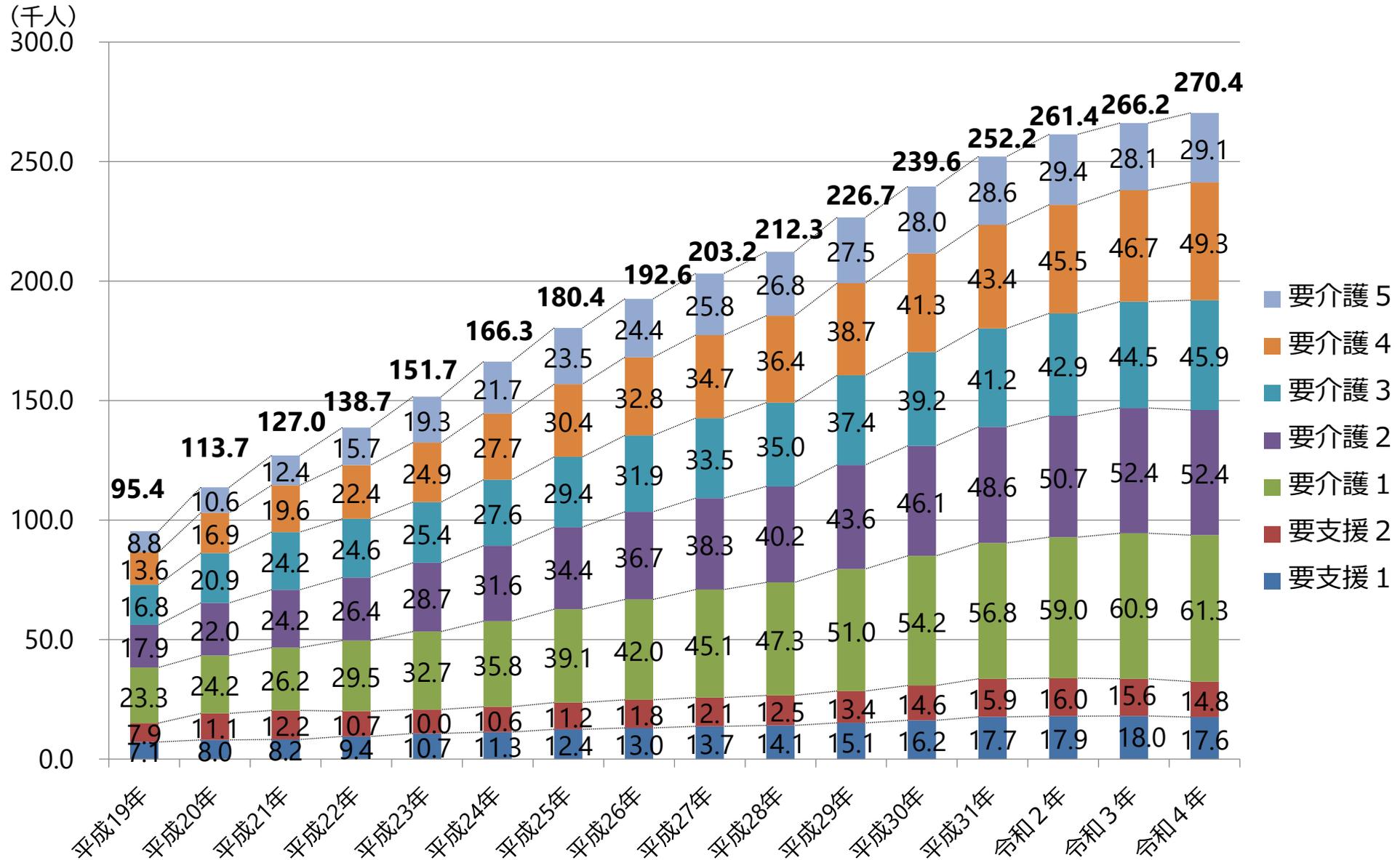
(単位：事業所数)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

【出典】請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和4年4月審査分）
 高齢者(65歳以上)人口：令和2年国勢調査

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の 要介護度別受給者数



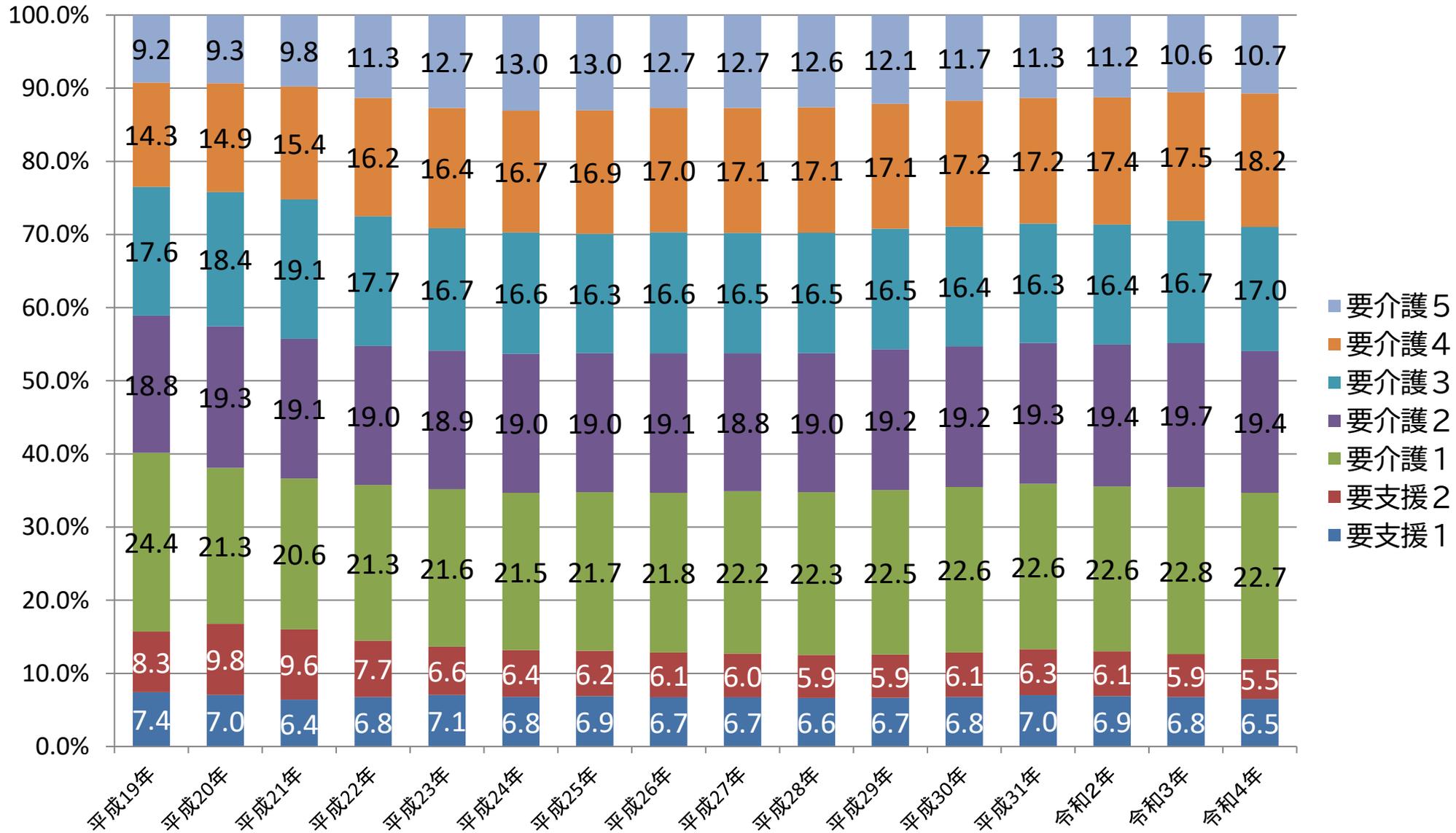
※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年4月審査分）

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の 要介護度別受給者割合

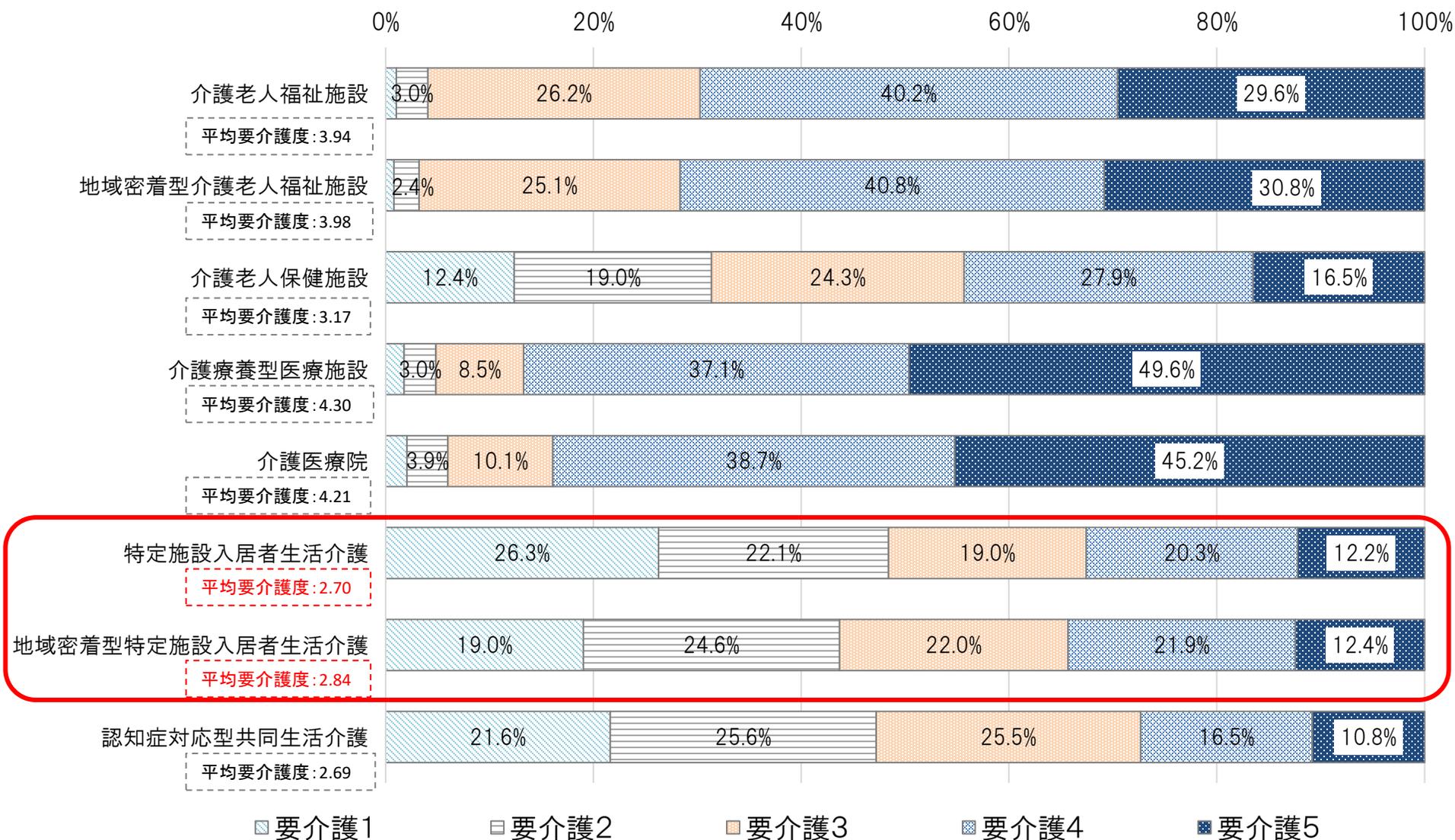


※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

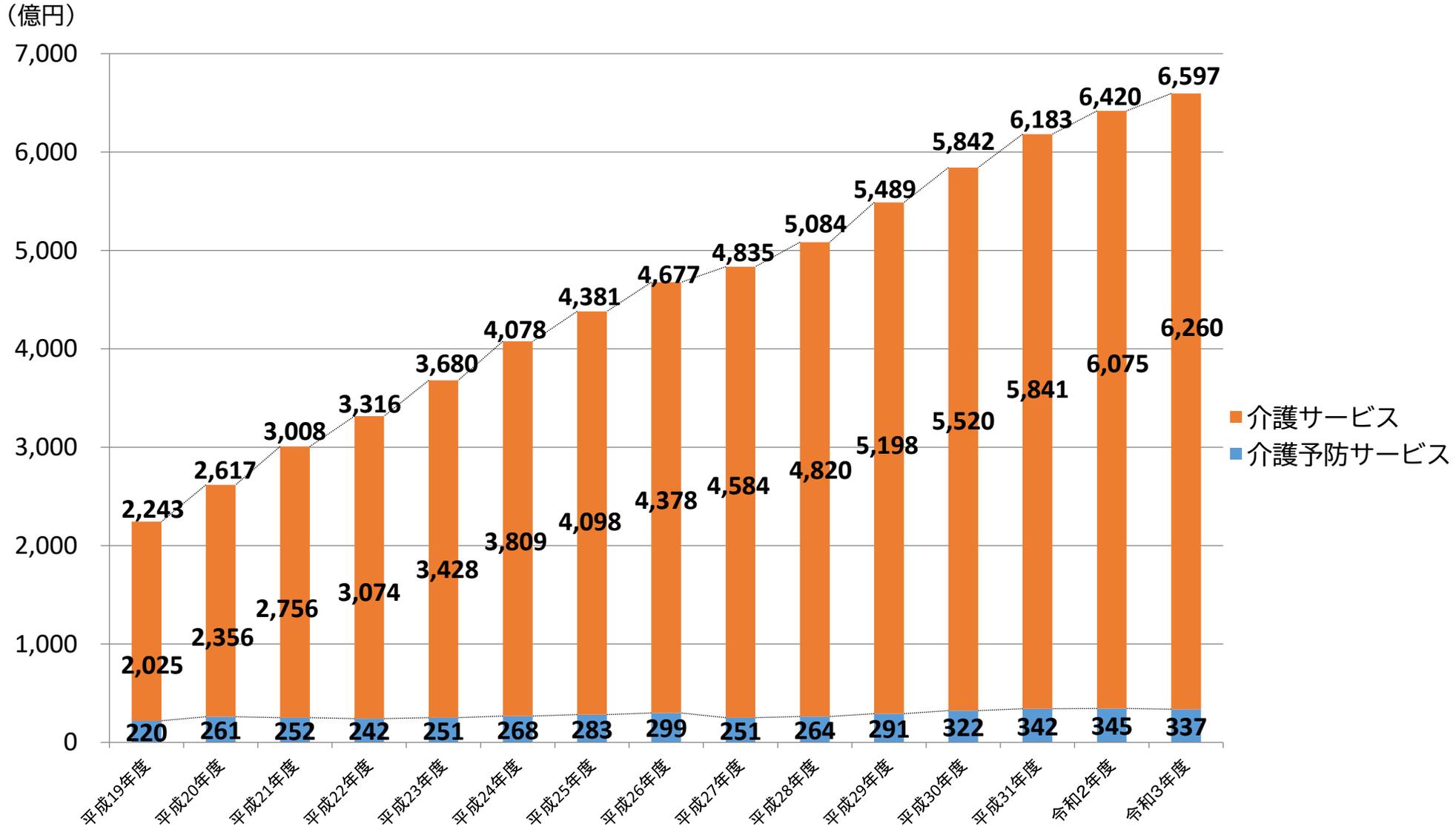
※経過的要介護は含まない。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の 要介護度割合



【出典】令和3年度介護給付費等実態統計報告(令和3年5月審査分～令和4年4月審査分)

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の費用額



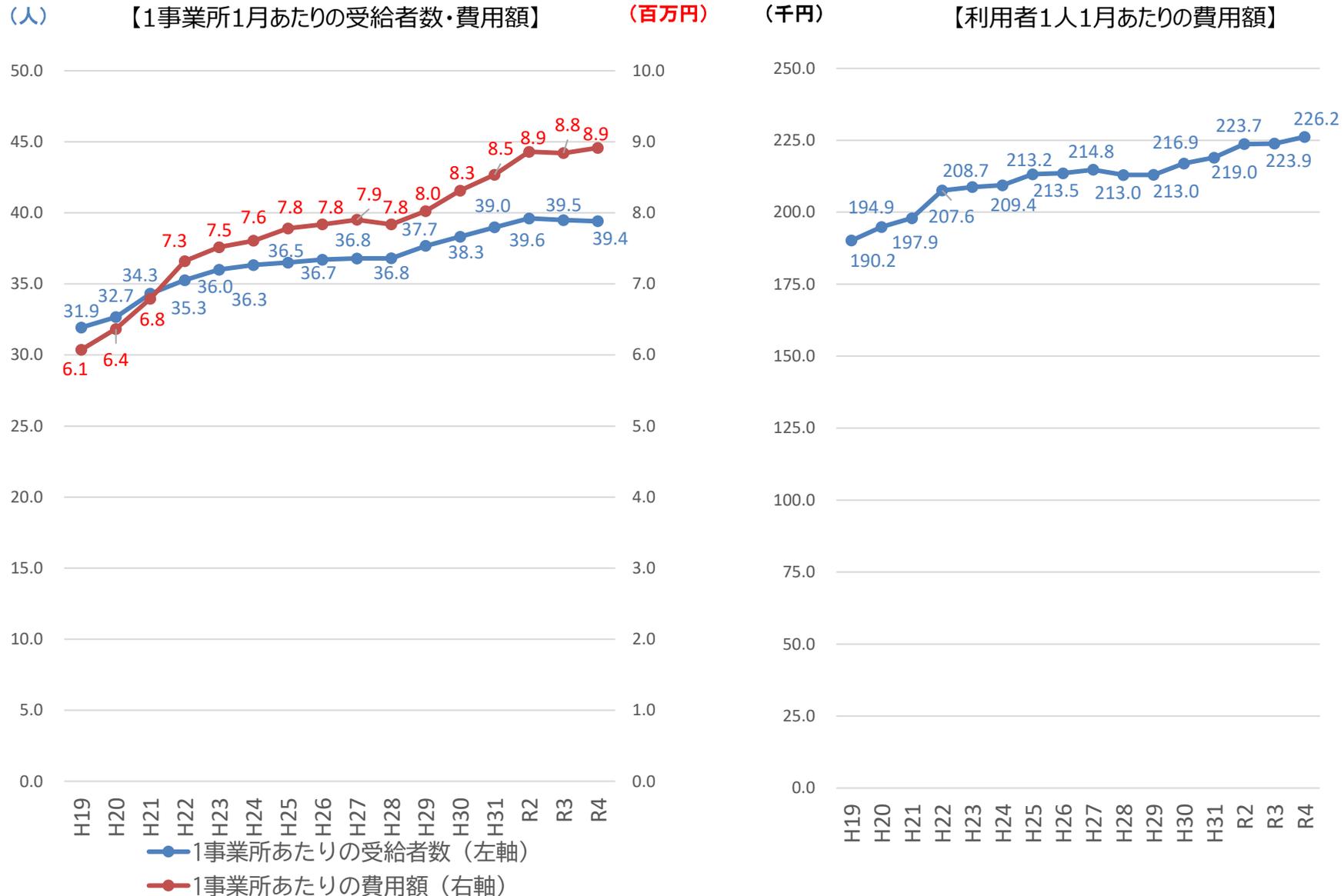
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

※介護予防サービス及び地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※経過的要介護及び補足給付は含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（各年5月審査分～翌年4月審査分）

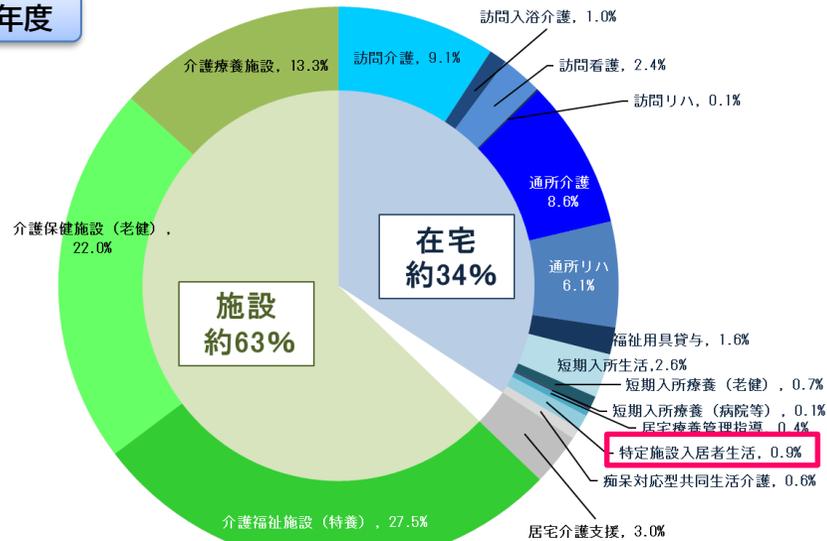
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護における 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額



※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
 ※ 介護予防サービス及び短期利用を除く。

サービス種類別介護費用額割合の推移

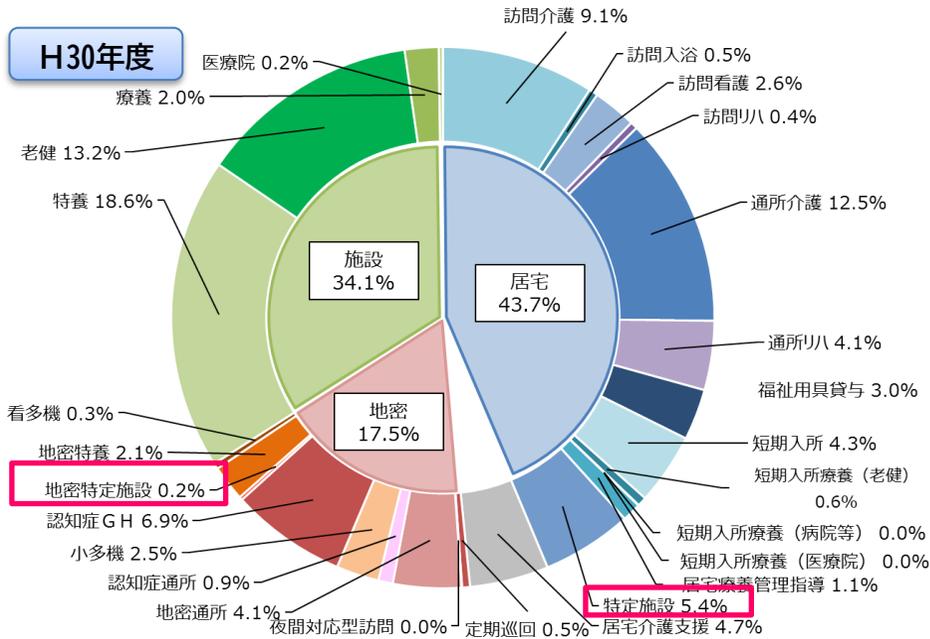
H13年度



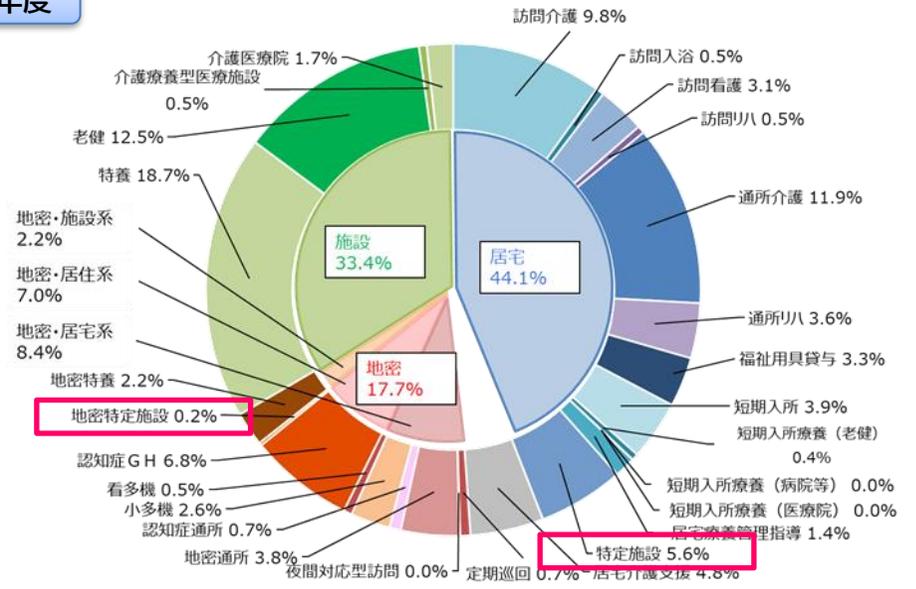
H24年度



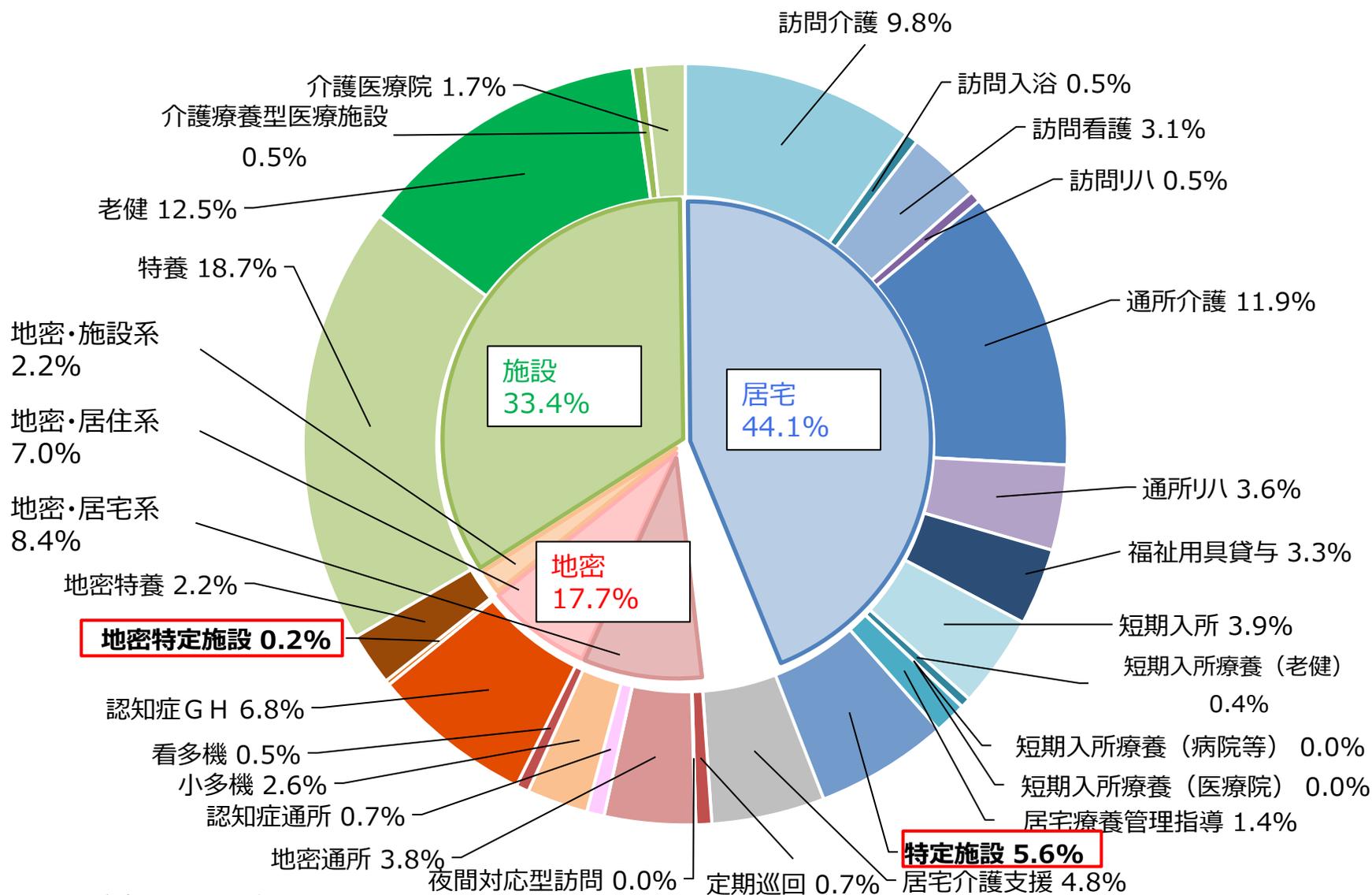
H30年度



R3年度



介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
計	4,740,654	160,317	
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
計	1,898,795	47,374	
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
	計	3,595,326	13,581
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の 経営状況

- 特定施設入居者生活介護の収支差率は4.0%となっている。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護の収支差率は3.0%となっている。

■ 各サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査		令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
介護老人福祉施設	1.60% (1.6%)	1.60% <1.2%> (1.6%)	1.30% <1.2%> (1.3%)	
介護老人保健施設	2.40% (2.2%)	2.80% <2.1%> (2.5%)	1.90% <1.5%> (1.3%)	
介護医療院	5.2% ※ (4.7%) ※	7.00% <6.2%> (6.5%)	5.80% <5.2%> (5.3%)	
特定施設入居者生活介護	3.0% (1.9%)	4.6% <4.4%> (3.6%)	4.0% <3.9%> (3.1%)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.0% (0.6%)	3.7% <3.3%> (3.2%)	3.0% <2.8%> (2.6%)	

※令和4年度決算は調査中

注: 収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注: 括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

出典: 令和2年度介護事業経営実態調査結果及び令和4年度介護事業経営概況調査結果

特定施設入居者生活介護の収支差率等

○ 特定施設入居者生活介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は4.0%（※）となっており、金額ベースでは87.9万円。 ※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

12 特定施設入居者生活介護

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査				(参考) 令和元年度概況調査		
		令和元年度決算		令和2年度決算		令和3年度決算		平成30年度決算		
		千円		千円		千円		千円		
I	介護事業収益	(1)介護料収入	10,205	10,781	10,804	10,183				
		(2)保険外の利用料	11,931	11,198	11,213	12,012				
		(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	4	8	6	2				
		(4)介護報酬査定減	-1	-0	-4	-1				
II	介護事業費用	(1)給与費	9,935	44.9%	9,920	45.1%	10,011	45.4%	9,893	44.6%
		(2)減価償却費	855	3.9%	724	3.3%	715	3.2%	874	3.9%
		(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-4		-3		-5		-2	
		(4)その他	9,268	41.9%	8,624	39.2%	8,764	39.8%	9,497	42.8%
		うち委託費	2,593	11.7%	2,427	11.0%	2,433	11.0%	2,432	11.0%
III	介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	4		-13		21		5	
IV	介護事業外費用	(1)借入金利息	131		197		183		140	
V	特別損失	(1)本部費繰入	1,299		1,548		1,521		1,218	
収入 ①=Ⅰ+Ⅲ			22,143		21,974		22,040		22,202	
支出 ②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅴ			21,484		21,011		21,188		21,621	
差引 ③=①-②			660	3.0%	963	4.4%	852	3.9%	580	2.6%
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入			-		45		27		-	
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'			-		1,008	4.6%	879	4.0%	-	
法人税等			235	1.1%	222	1.0%	190	0.9%	293	1.3%
法人税等差引 ④=③'-法人税等			425	1.9%	786	3.6%	689	3.1%	287	1.3%
有効回答数			497		438		438		360	

※ 比率は収入に対する割合である。

※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

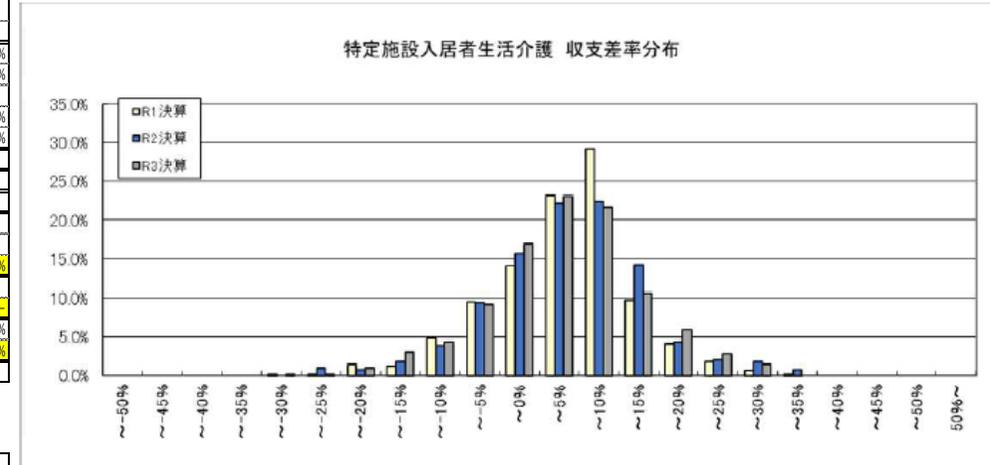
※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

21	a 設備資金借入金元金償還金支出	450		321		301		466	
22	b 長期運営資金借入金元金償還金支出	219		260		247		188	
23	参考:(④+Ⅱ(2)+Ⅱ(3))-(a+b)	607		926		851		505	

24	実利用者数	56.3人		54.3人		57.8人			
25	延べ利用者数	1,647.6人		1,571.4人		1,685.7人			
26	常勤換算職員数(常勤率)	27.3人	76.1%	28.9人	74.1%	29.3人	75.2%		
27	看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	21.0人	77.3%	21.9人	76.8%	22.4人	76.3%		
常勤換算1人当たり給与費									
28	看護師	427,972円		419,753円		423,893円			
29	准看護師	375,933円		367,189円		380,088円			
30	介護福祉士	366,673円		370,704円		355,863円			
31	介護職員	341,129円		338,999円		328,970円			
32	看護師	375,101円		379,005円		375,343円			
33	准看護師	342,629円		364,601円		314,236円			
34	介護福祉士	294,685円		308,768円		274,484円			
35	介護職員	266,527円		285,671円		255,396円			

利用者1人当たり収入									
36	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	13,439円		14,026円		13,170円			
37	・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-		14,043円		-			
38	利用者1人当たり支出	13,039円		13,484円		12,826円			
39	常勤換算職員1人当たり給与費	337,868円		338,177円		327,221円			
40	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	336,277円		338,101円		324,929円			
41	常勤換算職員1人当たり実利用者数	2.1人		1.9人		2.0人			
42	看護・介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数	2.7人		2.5人		2.6人			

収支差率分布 有効回答数=438



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定施設入居者生活介護(税引前)平均	2.6%	3.0%	4.6%	4.0%
特定施設入居者生活介護(税引後)平均	1.3%	1.9%	3.6%	3.1%

地域密着型特定施設入居者生活介護の収支差率等

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は3.0%（※）となっており、金額ベースでは25.8万円。 ※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

21 地域密着型特定施設入居者生活介護

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		(参考)令和元年度概況調査			
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		
I 介護事業収益	(1)介護料収入	5,131	5,239	5,225	5,212				
	(2)保険外の利用料	3,224	3,266	3,255	3,076				
	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	103	114	117	122				
	(4)介護報酬査定減	-1	-1	-2	1				
II 介護事業費用	(1)給与費	5,014	59.3%	4,944	57.3%	4,949	57.5%	4,913	58.4%
	(2)減価償却費	535	6.3%	529	6.1%	519	6.0%	556	6.6%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-40		-46		-45		-47	
	(4)その他	2,617	30.9%	2,677	31.0%	2,702	31.4%	2,595	30.8%
	うち委託費	679	8.0%	567	6.6%	568	6.6%	606	7.2%
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	4		17		11		5	
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	81		76		68		95	
V 特別損失	(1)本部費繰入	168		168		171		180	
収入 ①=I+III		8,462		8,635		8,605		8,417	
支出 ②=II+IV+V		8,374		8,349		8,364		8,293	
差引 ③=①-②		88	1.0%	286	3.3%	241	2.8%	124	1.5%
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		-		33		17		-	
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		-	-	319	3.7%	258	3.0%	-	-
法人税等		33	0.4%	40	0.5%	36	0.4%	22	0.3%
法人税等差引 ④=③'-法人税等		55	0.6%	279	3.2%	222	2.6%	102	1.2%
有効回答数		156		170		170		158	

※ 比率は収入に対する割合である。

※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

21 a 設備資金借入金元金償還金支出	333	342	345	467
22 b 長期運営資金借入金元金償還金支出	53	71	68	64
23 参考:(④+II(2)+II(3))- (a+b)	163	349	283	80

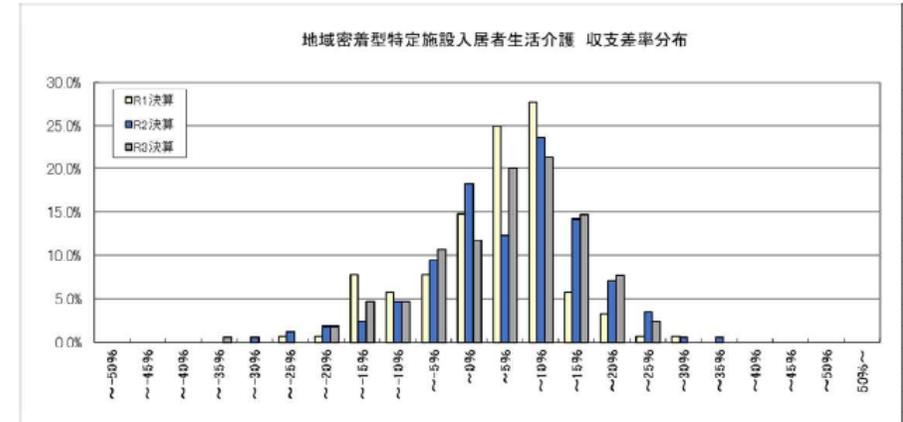
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
24 実利用者数	23.9人	23.5人	23.4人	
25 延べ利用者数	688.1人	672.8人	679.8人	
26 常勤換算職員数(常勤率)	16.3人 77.6%	14.8人 77.3%	15.9人 78.6%	
27 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	12.7人 79.1%	11.4人 78.9%	12.4人 79.7%	
常勤換算1人当たり給与費				
常勤	看護師	377,981円	405,800円	394,729円
	准看護師	322,132円	362,290円	333,541円
	介護福祉士	317,190円	351,240円	318,740円
	介護職員	298,773円	329,534円	300,593円
非常勤	看護師	328,115円	355,729円	349,506円
	准看護師	309,272円	303,882円	300,984円
	介護福祉士	264,586円	291,915円	275,751円
	介護職員	239,799円	258,051円	253,236円

利用者1人当たり収入

36 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	12,298円	12,790円	12,382円
37 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-	12,816円	-
38 利用者1人当たり支出	12,170円	12,433円	12,199円
39 常勤換算職員1人当たり給与費	298,729円	328,278円	305,490円
40 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	295,964円	324,544円	302,065円

41 常勤換算職員1人当たり実利用者数	1.5人	1.6人	1.5人
42 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数	1.9人	2.1人	1.9人

収支差率分布 有効回答数=170



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域密着型特定施設入居者生活介護(税引前)平均	1.5%	1.0%	3.7%	3.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護(税引後)平均	1.2%	0.6%	3.2%	2.6%

第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度
実績値 ※1

令和5(2023)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
居住系サービス	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
介護施設	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

- ※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。
デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。
ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。
居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

7.(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 (令和3年度介護報酬改定)

改定事項

★は介護予防サービスでも同様の措置を講じたもの

- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)⑤介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑩ 3(1)⑫介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑫ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑬ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑭ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑮ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑯ 4(1)⑤介護付きホームの入居継続支援加算の見直し★
- ⑰ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進★
- ⑱ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

2.(2)⑤ 介護付きホームにおける看取りへの対応の充実

概要

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 介護付きホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応について、新たに評価する区分を設ける【告示改正】。さらに、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に評価する新たな区分を設ける【告示改正】。

単位数

<現行>

看取り介護加算

死亡日30日前～4日前 144単位/日
 死亡日前々日、前日 680単位/日
 死亡日 1,280単位/日



<改定後>

看取り介護加算 (I)

死亡日45日前～31日前 72単位/日 (新設)

変更なし

変更なし

変更なし

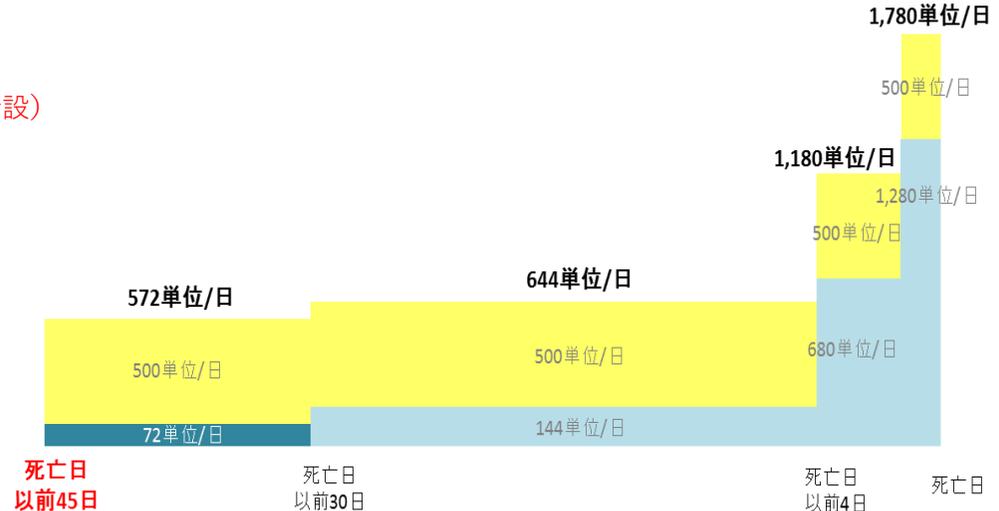
看取り介護加算 (II) (新設)

死亡日45日前～31日前 572単位/日

死亡日30日前～4日前 644単位/日

死亡日前々日、前日 1,180単位/日

死亡日 1,780単位/日



算定要件等

<看取り介護加算 (I) >

- 要件として、以下の内容等を規定する。

- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- ・看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示)

<看取り介護加算 (II) >

- ・(I)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。

4. (1)⑤ 介護付きホームの入居継続支援加算の見直し

概要

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 介護付きホームについて、入居者の実態に合った適切な評価を行う観点から、入居継続支援加算について、「たんの吸引等を必要とする者の割合が利用者の15%以上」の場合の評価に加えて、「5%以上15%未満」の場合に評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

< 現行 >

入居継続支援加算 36 単位/日

< 改定後 >

⇒ 入居継続支援加算 (I) 36 単位/日 (現行どおり)
入居継続支援加算 (II) 22 単位/日 (新設)

算定要件等

< 入居継続支援加算 (I) > (現行と同じ)

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること
- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上(※2)であること

< 入居継続支援加算 (II) > (新設)

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること
- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上(※2)であること

※1 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為

①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養

※2 テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「7又はその端数を増すごとに1以上」とする。

1. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設
入居者生活介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護に関連する 各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会） 抜粋

（中重度者・看取りへの対応や自立支援・重度化防止の取組の充実）

- 介護付きホームや認知症グループホーム等の介護保険サービス利用者について、療養上の世話や看取り、自立支援・重度化防止に係る実態等も踏まえながら、訪問看護や訪問リハビリテーション等の利用を含め、今後、必要な対応について検討していくべきである。

【テーマ4】高齢者施設・障害者施設等における医療（特定施設入居者生活介護関係）

主な課題

- 特定施設においては、医師の配置が求められておらず、入居者に対する医療提供にあたっては、医師が配置されている施設と比較して、協力医療機関や入居者の主治医などの外部との連携がより一層必要となっている。
- 特定施設における看取りの推進について、死亡退去率は61.9%であり更なる推進が必要である。

検討の視点

- 医師の配置が義務づけられていない特定施設及び認知症対応型グループホームにおける医療ニーズへの適切な対応のあり方について、どのように考えられるか。
- 高齢者施設等の入所者の急変時における相談体制や往診等の体制を充実する観点や、その後適切な入院医療に繋げる観点から、協力医療機関等との連携の在り方についてどのように考えるか。

高齢者向け住まいにおける入所者・退所者の状況

○ 高齢者向け住まいにおける退所理由は、死亡が最も多く、次に病院・診療所等への退所が多い。

(新規入居者数 n=8,403)	100.0
自宅	37.8
病院・診療所・ 介護療養型医療施設・介護医療院	35.4
介護老人保健施設	7.1
介護保険対象の居住系サービス	5.6
介護保険対象外の居住系サービス	2.2
特別養護老人ホーム	0.9
その他（不明を含む）	11.0

入居

特定施設

退居

(退去者数 n=8,729)	100.0
死亡による契約終了（※）	60.0
病院・診療所・ 介護療養型医療施設・介護医療院	17.8
介護保険対象の居住系サービス	6.3
自宅	5.3
特別養護老人ホーム	5.1
介護老人保健施設	2.5
介護保険対象外の居住系サービス	1.1
その他（不明を含む）	1.8

※死亡による契約終了の内訳は、居室56.1%、病院・診療所29.7%、その他14.2%

(新規入居者数 n=3,132)	100.0
病院・診療所・ 介護療養型医療施設・介護医療院	43.1
自宅	28.4
介護老人保健施設	5.3
介護保険対象外の居住系サービス	4.7
介護保険対象の居住系サービス	2.9
特別養護老人ホーム	0.5
その他（不明を含む）	15.1

入居

住宅型有料老人ホーム

退居

(退去者数 n=3,132)	100.0
死亡による契約終了（※）	50.5
病院・診療所・ 介護療養型施設・介護医療院	22.2
特別養護老人ホーム	6.9
自宅	5.2
介護保険対象の居住系サービス	4.7
介護老人保健施設	4.6
介護保険対象外の居住系サービス	3.8
その他（不明を含む）	2.1

※死亡による契約終了の内訳は、居室62.4%、病院・診療所36.9%、その他0.7%

(新規入居者数 n=4,411)	100.0
自宅	42.3
病院・診療所・ 介護療養型医療施設・介護医療院	28.7
介護老人保健施設	4.4
介護保険対象外の居住系サービス	3.4
介護保険対象の居住系サービス	2.2
特別養護老人ホーム	0.3
その他（不明を含む）	18.7

入居

サービス付き高齢者向け住宅(非特定)

退居

(退去者数 n=4,200)	100.0
死亡による契約終了（※）	40.6
病院・診療所・ 介護療養型施設・介護医療院	18.1
特別養護老人ホーム	8.5
自宅	8.4
介護保険対象の居住系サービス	7.0
介護保険対象外の居住系サービス	4.9
介護老人保健施設	3.0
その他（不明を含む）	9.5

※死亡による契約終了の内訳は、居室50.6%、病院・診療所43.3%、その他6.2%

(出典) 令和4年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

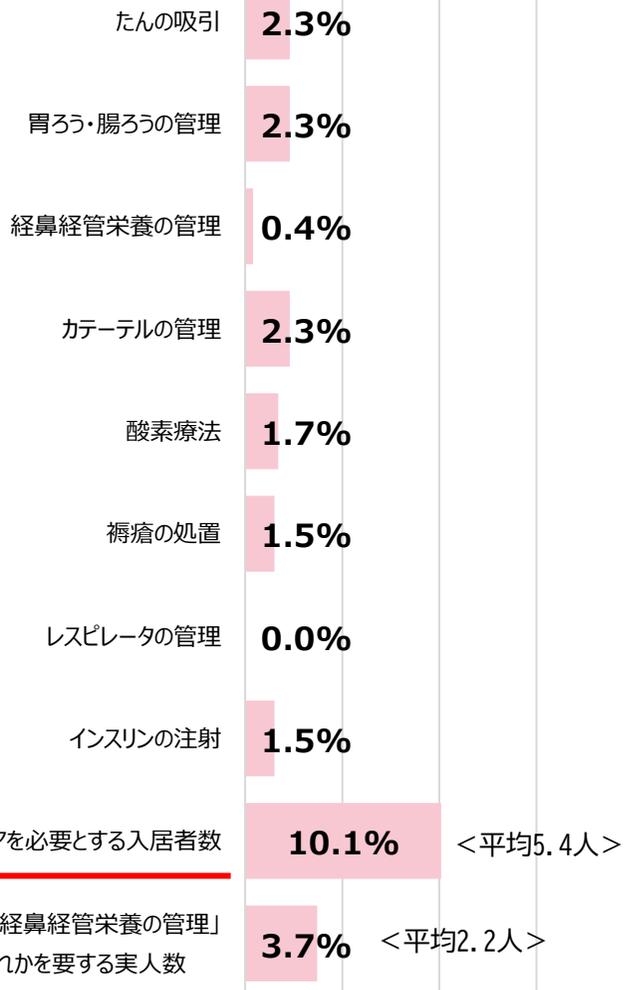
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護における 医療的ケアを必要とする利用者の対応内容

○ 令和元年度の同様の調査と比較すると、医療的ケアを必要とする利用者の割合は全体的に横ばいで推移している。

令和元年度調査

n = 24,417人

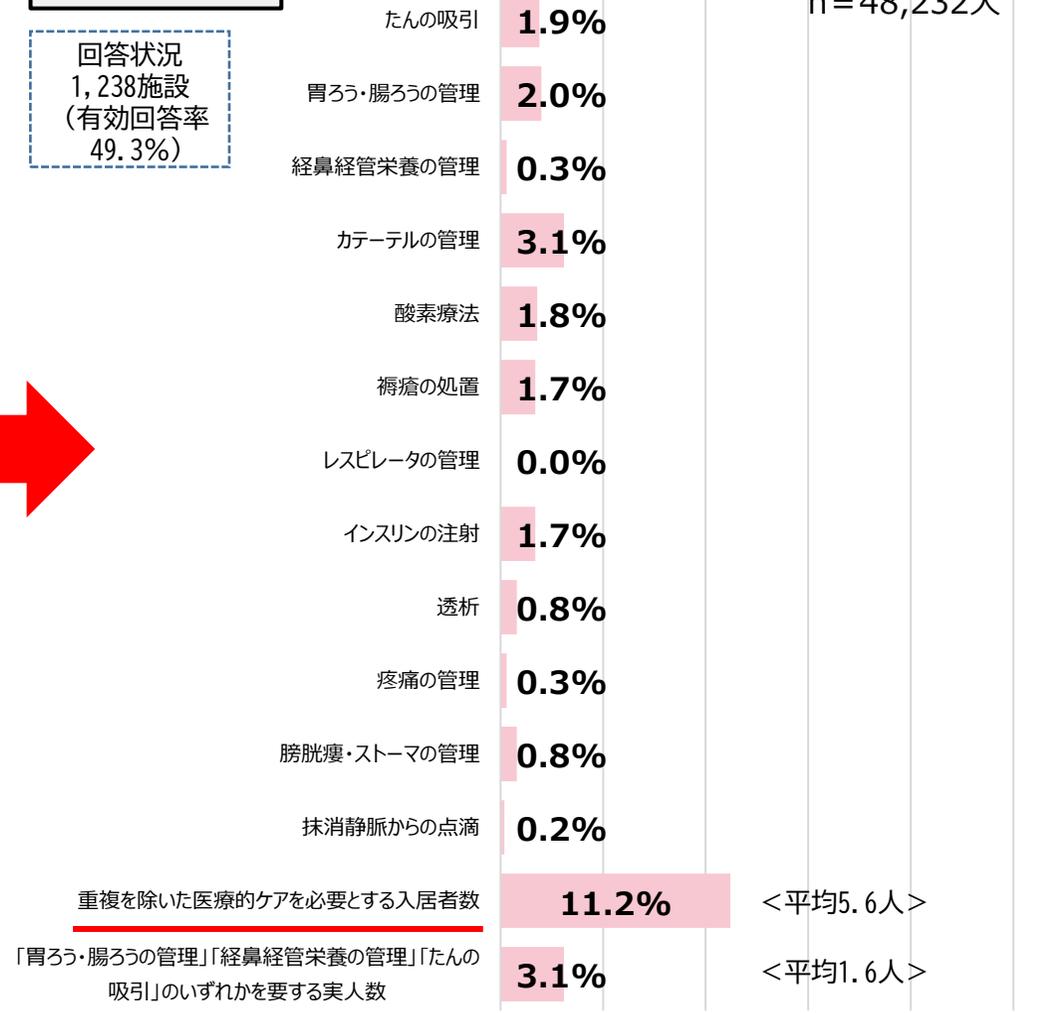
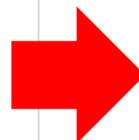
回答状況
724施設
(有効回答率
49.1%)



令和4年度調査

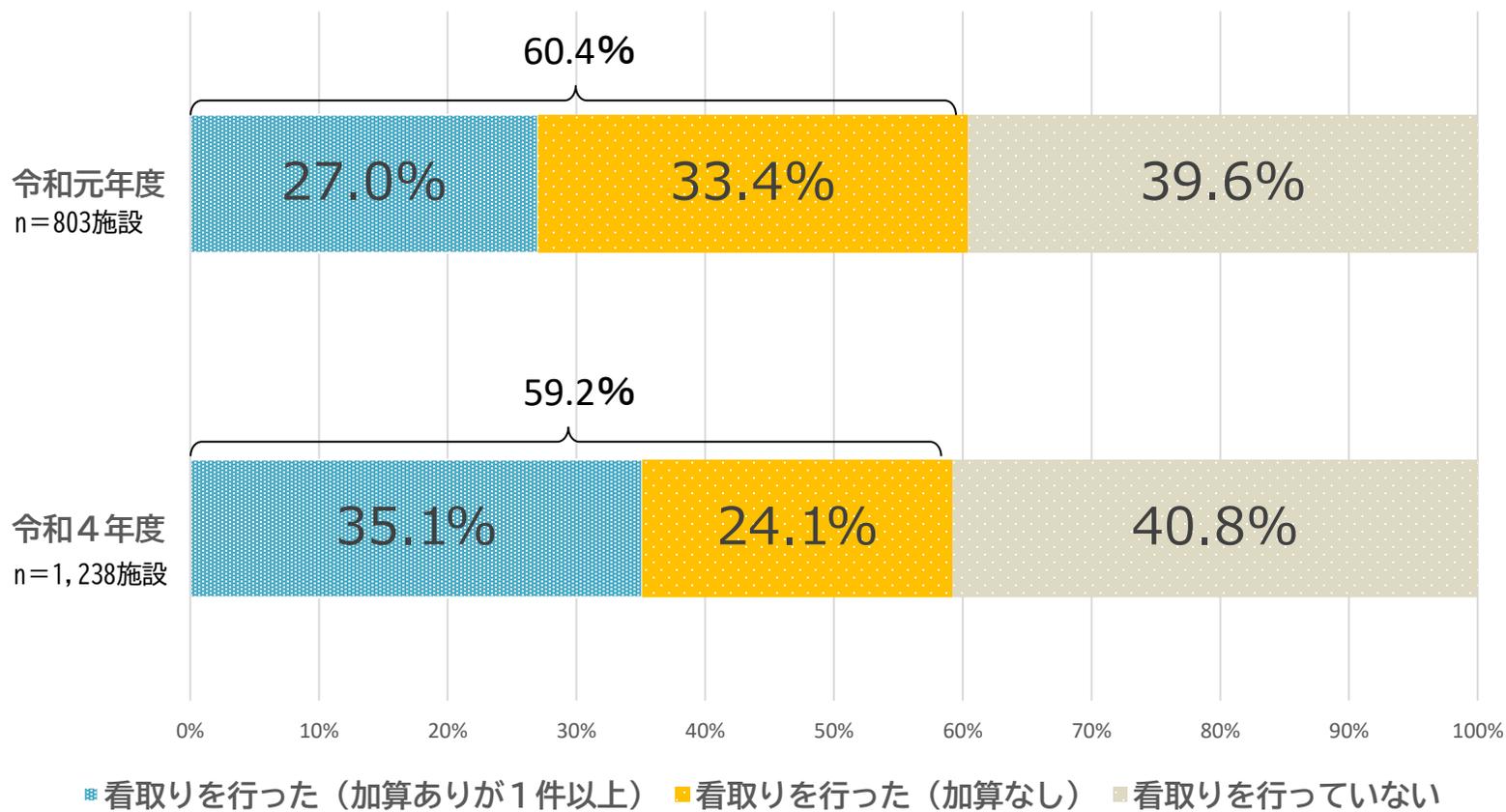
n = 48,232人

回答状況
1,238施設
(有効回答率
49.3%)



特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護における看取りの状況①

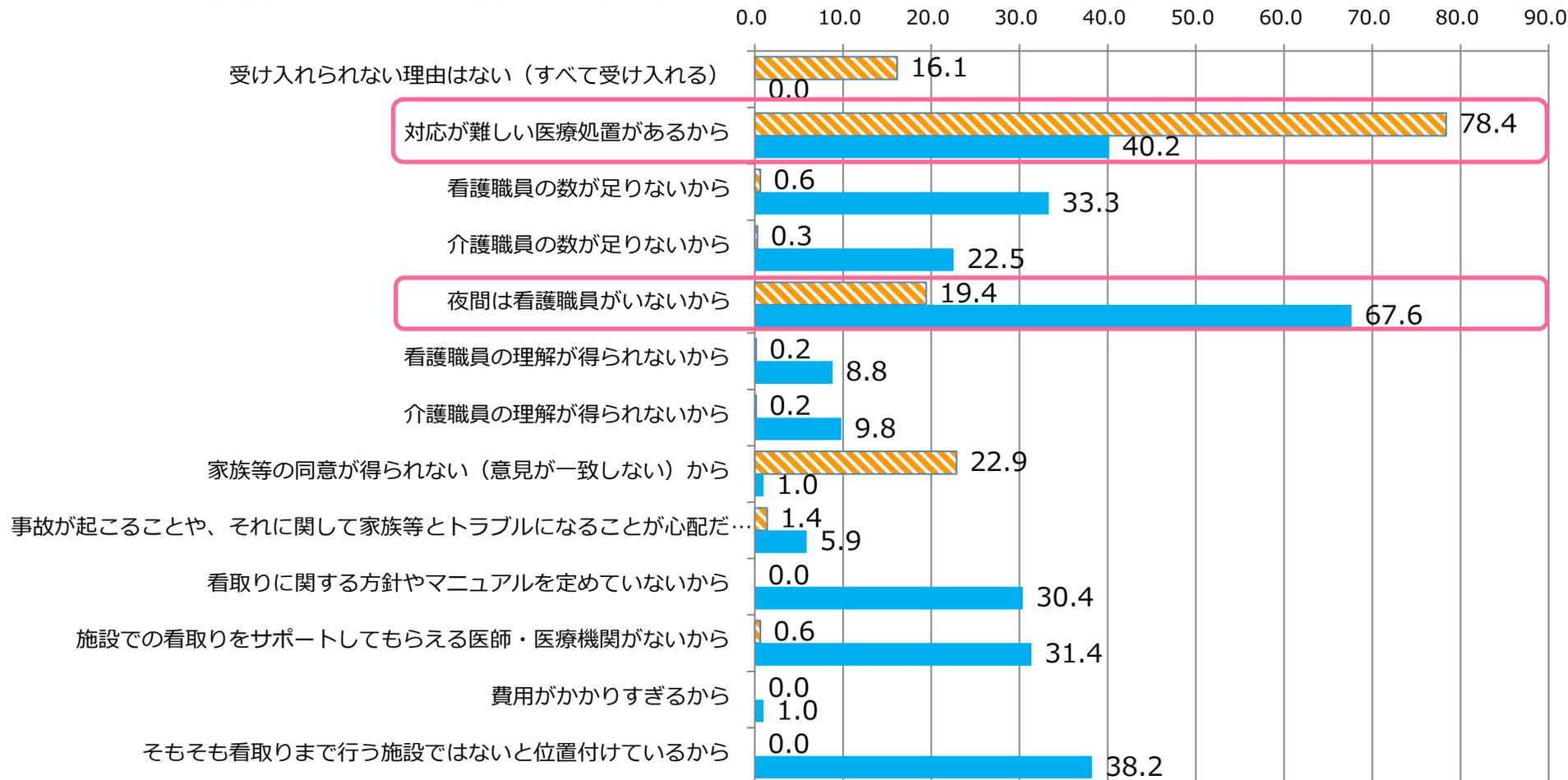
- 介護付き有料老人ホームにおける半年間での看取り実績がある施設の割合は半数を超えている。
- また、半年間で看取り介護加算を算定した実績がある施設の割合はこの3年間で増加した一方（27.0%→35.1%）、看取りを行ったにもかかわらず加算を算定していない施設も約2割存在する。



特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護における看取りの状況②

- 特定施設入居者生活介護における看取りを受け入れられないことがある理由については、看取りを原則的に受け入れていない施設では、「夜間は看護職員がいないから」が最も多く7割弱となっている。
- 希望があれば受け入れるとしている施設においても、「対応が難しい医療処置があるから」という理由が最も多く、8割弱となっている。

特定施設入居者生活介護における看取りを受け入れられないことがある理由(複数回答) (%)



希望があれば受け入れ、かつ、看取りを重視 (回答に占める割合=51.5% N=638) 原則的に受け入れていない (回答に占める割合=8.2% N=102)

1. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況



4. 現状と課題及び論点

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の現状と課題

<現状と課題>

- 特定施設入居者生活介護は、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 利用者の状況をみると、要支援1から要介護5までの利用者に占める要介護3～5の割合は約46%を占めるが、その割合は3年前と比べ横ばい傾向だった。要支援から幅広く選択できる特定施設入居者生活介護は、要介護高齢者の受け皿として一定の機能・役割を果たしている。
- 整備量については、第8期介護保険事業計画では令和2年度（2020年度）実績値26万人から、令和7年度（2025年度）にかけて32万人（26%増）の見込み量となっている。
- 令和4年度（2024年度）時点での整備量は、有料老人ホームの入居定員数は約61万人、施設数は約16,000件、サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数は約27万戸、施設数は約8,000棟となっており、いずれも増加傾向にある。そのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の入居定員数は約30万人、施設数は約5,000件であり、受給者数及び給付費は増加傾向にある。
- 収支差率は、令和元年3.0%、令和2年4.6%、令和3年4.0%と推移している。
- 医療的ケアを必要とする利用者の割合は、全体的に横ばいで推移している。
- 看取りについては、5割を超える事業所において行われている。
- 介護付き有料老人ホームにおける看取りを受け入れられないことがある理由については、看取りを原則的に受け入れていない施設では、「夜間は看護職員がいないから」が最も多く7割弱となっている。希望があれば受け入れるとしている施設においても、「対応が難しい医療処置があるから」という理由が最も多く、8割弱となっている。

< 論点 >

- 特定施設入居者生活介護の利用者に重度者が多い状況を踏まえ、医療的ケアを必要とする入居者への対応や看取り等への対応の推進などについて、どのような方策が考えられるか。